

地域活性化モデルケース 募集要領（案）

地域活性化モデルケース
～超高齢化・人口減少社会における
持続可能な都市・地域の形成～
募集要領（案）

平成 26 年 3 月

地域活性化モデルケース
～超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成～
募集要領（案）

I 趣旨

平成26年1月に設置された「地域活性化の推進に関する関係閣僚会合」において決定された「成長戦略改訂に向けた地域活性化の取組みについて」（別紙1）に基づき、成長戦略の改訂に向け、これまでの施策の成果が実感できない地方において、新たな活力ある地域づくりのためのビジョンを提供しその具体化を図る。

このため、地域の直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」について、政府一体となった取組みを推進することが必要であることから、都市・地域の構造を総合的に改革する取組みを行うモデルケースを選定し、関係府省の関係施策等で最大限支援するとともに、民間、大学等の協力も得て、先進的プロジェクトとして実現、見える化する。

なお、応募案件は、目標となる姿と目標達成への道筋となる取組みと活用する政策パッケージ等について提示することが重要であり、個別事業等の詳細の計画を必ずしも記載する必要はない。また、選定されたモデルケースについては、関係府省も参加する政策対応チームが円滑な実施や具体化に向けた対応を予定している。

以上を踏まえ、地域活性化モデルケース～超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成～（以下「地域活性化モデルケース（都市・地域）」）を公募する。

1. 地域活性化モデルケース（都市・地域）の募集の目的

人口減少下においても持続可能な都市・地域を形成するため、生活サービス機能（福祉・医療・文化・商業・行政等）の市街地への集約と既存集落を含めた一定のエリア内への居住の集積の促進による都市構造の再構築、商業機能を中心とした中心市街地の活性化、拠点エリア同士や拠点エリアと居住エリアを結ぶ公共交通ネットワークの形成等地域公共交通の再生を推進する。併せて、高齢化の進行に対応し、健康で暮らせる地域社会の形成と在宅を中心とした地域医療・介護のシステムの構築や、スマートウェルネス住宅・シティの実現を推進する。同時に自立・分散的なエネルギー活用ができる都市・地域を目指す。各市町村単位での取組みだけでなく、必要な機能の地方公共団体間での補完・配置等がなされるよう配慮する（地方都市型）。

また、過疎地域等における人口減少・高齢化に対応し、集落の維持・活性化を図るために、地域住民や団体、集落内外組織（NPO、都市）等と連携し、地域の課題に応じて、豊かな地域資源等を活用し、地場産業の振興を図るとともに、「交流」による地域コミュニティの再生や、医療・福祉、日用品の買物支援、公共交通空白地域への新たなサービスの導入等生活交通確保等の総合的な取組みを推進・支援する（農山漁村・過疎地域等型）。

このような取組みについて、関連施策等を取りまとめてパッケージ化し、関係府省は関係施策等で最大限支援し、先進的プロジェクトとしてベスト・プラクティスの形成を図るため、モデルケースを選定する。

2. 応募提案に求められる内容

I-1. 地域活性化モデルケース（都市・地域）の募集の目的を踏まえ、募集する応募提案には、次の内容が求められる。（③は、地方都市型、農山漁村・過疎地域等型別）

① 全国的な取組へと波及する統合アプローチの提示

目標となる姿と目標達成の道筋について、複数の関係主体が各主体の役割に基づいて連携し一体となって取組むことなど、分野横断的かつ主体間の垣根を越えた統合アプローチで取組むものであること。

② 持続可能な都市・地域の将来像の提示

持続可能な都市・地域の形成を目指すためには、その取組みが都市・地域の新たな魅力や今後の長期的な活力の創出につながることを示すことが必要である。こうした点を踏まえて超高齢化・人口減少社会において目指すべき魅力的な都市・地域の将来像を提示するものであること。

併せて、当該将来像を実現するための戦略を提示するものであること。

③ 活用する政策パッケージ（都市・地域）の提示

都市・地域固有の条件や課題に即した下記施策等の政策パッケージの具体策が総合的な形で提示されるものであること（代表的な個別施策等は別紙2）。

（地方都市型）

i コンパクトシティの形成

- ii 地域公共交通の再生
- iii 中心市街地活性化
- iv 地域包括ケアシステム構築
- v 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成
- vi 低炭素・循環型の都市地域の形成
- vii 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

(農山漁村・過疎地域等型)

- i 地場産業振興・生活機能確保
- ii 「小さな拠点」形成
- iii 都市と農村との交流
- iv 医療体制の確保、地域包括ケア等
- v 生活交通・情報通信の確保・維持
- vi 低炭素・循環型地域形成
- vii 地域活動の担い手支援
- viii 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

II 募集する提案（評価ポイント）

1. 地域活性化に向けた目標

地域活性化モデルケース（都市・地域）により、持続可能な都市・地域の形成の達成に向けた施策を展開し、地域の活性化を目指しているか。

2. モデル性

持続可能な都市・地域の形成の達成に向けて、都市・地域全体の新たな取組みのシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む先進的な取組みであるか。或いは、模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他都市・地域への波及効果が見込まれる取組みであるか。

3. 地域適応性

都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であるか。

4. 実現可能性

地元住民、地元企業、大学、NPO等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組みを牽引する人材育成や取組みを統括するマネジメント機能を有する体制が確立される見込みであることなど、円滑な実施が見込まれるか。目標の達成に向けた合理性のある取組みが示された実現可能性の高い計画であるか。

5. 持続性

新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組みの持続的な展開が期待できるか。

6. 評価指標等の設定

地域活性化モデルケース（都市・地域）の取組においては、プロジェクトマネジメントが重要であり、PDCAサイクルを着実に回す必要がある。従って、地域活性化に向けた取組みの進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じて、評価指標等を設定すること。

Ⅲ 応募主体

応募主体は原則として市区町村とする。

複数の市区町村の連携した取組みの提案も受け付けるが、1市区町村の応募できる提案は1件とする（他市区町村と連携した提案と自らの単独の提案を同時に提出することはできない）。

市区町村と連携して取り組む都道府県・民間企業等については、応募主体の構成員として併記すること。

Ⅳ 提案の内容

提案は次の項目を提案書様式1にそって整理したものをもって行う。提案書様式2により提案内容を簡潔に示す資料を併せて作成する。提案書様式3により目標の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じて、絶対値、変化率等の定量的な評価指標及びその評価指標の数値目標を設定する（設定の根拠を含む）。

必要に応じ、参考資料を添付すること。

1. 全体構想

目標とする地域活性化モデルケース（都市・地域）の姿と目標達成への道筋について概括し、以下の項目で整理する。

① 地域活性化モデルケース（都市・地域）としての位置づけ

Ⅱに掲げた提案に求められる内容を踏まえ、提案のアピールポイントについて記述する。また、地域活性化モデルケース（都市・地域）の目標像を記述する。

提案は、本項目に示す考え方を基に具体的な方策や考え方のモデル性を分かりやすく示し、他都市・地域への取組みの波及効果の大きさを想起させるものとなるよう留意すること。

② 現状分析（都市・地域の超高齢化・人口減少社会の実態等）

都市・地域の超高齢化・人口減少の実態について記述し、更にその特徴について簡潔に記述する。

数値については推計でも可とするが、推計に用いたデータ及び推計方法について参考資料として添付すること。

また、これまでの超高齢化・人口減少対策の取組みについて、取組内容とその効果を踏まえ、今回の提案がこれまでの取組みのどこを活かし、課題にどう対応するものであるかを明らかにする。

③ 地域活性化に向けた目標

地域活性化モデルケース（都市・地域）の取組みを通じて得られる地域の目標について、具体的な数値目標を記述する（目標設定の根拠を含む）。

2. 取組内容（平成30年度末までの5年以内に具体化する取組内容）

① 取組概要

Ⅳ－1. 全体構想を踏まえた取組に関する概要を記述する。

② 連携体制

当該地域活性化モデルケース（都市・地域）において連携する各主体について記述する。

③ 具体化する予定の取組みに関する事項

i 取組みの具体的な内容

【主体】

取組みを実施する者について可能な限り具体的に記述する。

【時期】

取組みの開始時期と期間について可能な限り具体的に記述する。

【内容】

具体化する予定の取組みについて記述する。取組みの特徴的な推進方法については、実現可能性が明らかになるよう記述する。

また、提案の中で特に強調したい取組みは、詳細に記述する。

【効果】

取組みを実施した際の効果について、詳細に記述する。

ii 活用する政策パッケージ

取組みの具体的な内容に活用することを希望する政策パッケージを記述する。

④ 課題

取組みの実施にあたって法令の規定等による制度的な課題が想定される場合等に、どの取組についての課題なのかを明らかにした上で、その課題の内容を記述する。

3. 平成 26 年度中に行う事業の内容

平成 26 年度中に行う提案内容の実践的具体的検討のための事業等について主要なものの内容を記述する。

4. 評価指標等の設定

IV-1-③地域活性化に向けた目標の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じて、絶対値、変化率等の定量的な評価指標及びその評価指標の数値目標を設定する（設定の根拠を含む）。

V 募集期間・応募書類の提出方法

1. 募集期間

平成 26 年 3 月 25 日（火）～ 4 月 21 日（月）

2. 募集締切

平成 26 年 4 月 21 日（月） 12 : 00 必着

※締切後の提出は一切認めない。

（郵便事情等で紙媒体の提出が遅れる場合にあっては、電子メールの到着を提出と見なす。）

3. 提出方法

応募書類については、下記まで郵送及び電子メールの双方で、提案書様式1、2、3及び参考資料を送付すること。

なお、提案書様式については地域活性化統合本部会合のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/platform/140325.html>)にあるファイルをダウンロードして使用してください。

① 郵送について

下記の資料（紙媒体及び電子媒体）を送付すること。

i 封筒に「地域活性化モデルケース（都市・地域）提案書類在中」と朱書き記載

ii 紙媒体：30部（A4、片面、パンチ（左2穴））

iii 表紙、提案書様式1、2、3、参考資料一覧及び参考資料の順で並べダブルクリップ等でとじる。表紙には「提案者名（●●県●●市など）地域活性化モデルケース【型名】（募集要領I-1から該当するものを記載する 例：地方都市型）提案書」と記す（様式は任意）。

iv 電子媒体（CD-R）：20セット

v 電子媒体には「提出日、提案者名、地域活性化モデルケース【型名】（募集要領I-1から該当するものを記載する）提案書【様式●】」を記載する。

（例 131031、〇〇市、地域活性化モデルケース【地方都市型】提案書【様式1】）

vi 提案書様式1、2、3及び参考資料について、拡張子が.doc、.docx、.ppt、.pptx、.xls、.xlsx又は.pdfいずれかの形式の文書ファイルで作成したもの。電子データのファイル名は、「提出日、提案者名、書類名」とすること。

② 電子メールについて

提案書様式1、2、3を「提案者名（●●県●●市（又は区・町・村）.pdf」の名称の1つのPDFファイルに統合した上で下記のアドレス宛に送付すること。（参考資料のPDFファイルは電子メールで送付しないこと。）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案様式のどの記述に対応するものであるか明らかになるようにすること。

4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 7 階 林・福田・佐伯・半谷

アドレス : g.chikatsu.platform@cas.go.jp

5. 提出資料の扱い

提出された提案書様式 1、2、3 及び参考資料については原則公開とする。

6. 今後の予定について

提案については書面審査後、ワーキングチームにおいて選定したものについて、ワーキングチームによるヒアリングを実施する。(5 月中旬予定)

詳細については、ヒアリング対象となるプロジェクトの提案者に対して追って連絡する。

内閣官房 地域活性化統合事務局

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎

電話 : 03-5510-2175 林・福田・佐伯・半谷

地域活性化モデルケース(都市・地域)提案書 (様式1)

タイトル	(地方都市型、農山漁村・過疎地域等型) ※どちらかを選択する。	
提案団体	市区町村名を記入 ※ 連携提案する民間企業や都道府県などを併記する。取りまとめの団体には◎を記す。 ◎ . . . 市 . . . 県 . . . 株式会社	人口： . . . 人 ※連携提案については↑に合計人口を記すとともに、↓に各都市の人口を記す。 . . . 人 . . . 人 . . . 人
担当者 連絡先	担当者の所属 ※連携提案についてはとりまとめ市区町村の担当者を記す 氏名 電話番号/ファックス番号/メールアドレス	
1. 全体構想		
1-①. 地域活性化モデルケース(都市・地域)としての位置づけ		
都市・地域の規模、自然的・社会的状況、取組内容等からみた提案の先導性とその取組等を通じて実現される地域活性化の目標の考え方、他都市・地域への取組みの幅広い波及効果等、提案を評価する際の観点、提案の特徴について記述する。		
1-②. 現状分析		
都市・地域の超高齢化・人口減少の実態について記述し、更にその特徴について簡潔に記述する。		
1-③. 地域活性化に向けた目標等		
地域活性化モデルケース(都市・地域)の取組みを通じて得られる地域活性化に向けた具体的な目標等(数値目標含む)について記述する(目標の根拠も含む)。		

※必ず改ページ

2. 取組内容	
2-①. 取組概要	
<p>(地方都市型例)</p> <p>生活サービス機能や居住を特定の区域に誘導するとともに、中心市街地活性化、各拠点間のネットワークを図るための地域公共交通を再構築する。併せて、地域包括ケアシステムの拠点を構築するとともに、低炭素まちづくりのための省エネ住宅や再生可能エネルギーの活用を推進する。</p> <p>(農山漁村・過疎地域等型例)</p> <p>買い物や医療・福祉等の生活サービスや地域活動を集めた「小さな拠点」を形成するとともに、農村漁村の空き家等を活用し、都市との交流を図る。併せて、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう医療体制の確保を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p>	
2-②. 連携体制	
(例) 自治体、民間企業	
2-③. 5年以内に具体化する予定の取組に関する事項	
取組の具体的な内容	活用する政策パッケージ
<p>(a) ○○○○の実施</p> <p>【主体】</p> <p>【時期】</p> <p>【内容】</p> <p>【効果】</p>	<p>(地方都市型例)</p> <p>○コンパクトシティの形成</p> <p>.....</p> <p>(農山漁村・過疎地域等型例)</p> <p>○「小さな拠点」形成</p> <p>.....</p>
<p>(b) □□□□の実施</p> <p>【主体】</p> <p>【時期】</p> <p>【内容】</p> <p>【効果】</p>	<p>(地方都市型例)</p> <p>○中心市街地活性化</p> <p>.....</p> <p>(農山漁村・過疎地域等型例)</p> <p>○地場産業振興・生活機能確保</p> <p>.....</p>
<p>(c) ××××の実施</p> <p>【主体】</p> <p>【時期】</p> <p>【内容】</p> <p>【効果】</p>	<p>(地方都市型例)</p> <p>○地域包括ケアシステム構築</p> <p>.....</p> <p>(農山漁村・過疎地域等型例)</p> <p>○都市と農村との交流</p> <p>.....</p>

2-④. 課題

取組の実施にあたって制度的な課題等が想定される場合にはその内容を記載

必ず改ページ

3. 平成 26 年度中に行う事業の内容

取組の内容	活用する政策パッケージ
(a) ○○○○の実施 【主体】 【時期】 【内容】 【効果】	
(b) □□□□の実施 【主体】 【時期】 【内容】 【効果】	
(c) ××××の実施 【主体】 【時期】 【内容】 【効果】	

※ 必要に応じて適宜、行や欄の追加、注記・例示の削除を行ってよいが、様式1、2、3の全体の枚数は10枚程度とすること。
また、様式に入力する文字は10.5ポイント以上とすること。

必ず改ページ

4. 評価指標及び数値目標

※様式3へ記載する事

(市区町村名)地域活性化モデルケース(都市・地域)提案書(様式2)
(地方都市型、農山漁村・過疎地域等型)※どちらかを選択する

地域活性化モデルケース(都市・地域)としての位置づけ

現状分析(都市・地域の超高齢化・人口減少社会の実態等)

地域活性化に向けた目標

(市区町村名)地域活性化モデルケース(都市・地域)提案書(地方都市型、農山漁村・過疎地域等型)(様式2)

地域活性化モデルケース(都市・地域)取組イメージ

地域活性化モデルケース(都市・地域)・行程表

様式3

～取組みと評価指標・数値目標(KPI)～
 (地方都市型、農山漁村・過疎地域等型)※どちらかを選択する

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	KPI
1. ○○○○○ 					・ ○○○ 【△△→■ ■】 ・ ○○○ 【△△→■ ■】
2. ○○○○○ 					・ ○○○ 【△△→■ ■】 ・ ○○○ 【△△→■ ■】
3. ○○○○○ 					・ ○○○ 【△△→■ ■】 ・ ○○○ 【△△→■ ■】
4. ○○○○○ 					・ ○○○ 【△△→■ ■】 ・ ○○○ 【△△→■ ■】

地域活性化モデルケース(都市・地域)・行程表(例)

～取組みと評価指標・数値目標(KPI)～

(地方都市型、農山漁村・過疎地域等型)※どちらかを選択する

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	KPI
(地方都市型例)					
1. コンパクトシティ形成					・人口密度 【△△→■ ■】
生活サービス機能の誘導・居住の誘導					
2. 中心市街地活性化					
大規模店舗立地					・小売額 【△△→■ ■】
3. 地域公共交通の再生					・利用者数 【△△→■ ■】
幹線交通サービスの充実(運行回数の多頻度化等)					
(農山漁村・過疎地域等型例)					
1. 「小さな拠点」形成					・「道の駅」利用者数 【△△→■ ■】
「道の駅」における地域拠点機能強化					
2. 都市と農村との交流					・都市交流者数 【△△→■ ■】
交流農園・直売所整備					
3. 地域活動の担い手支援					・協力隊参加者数 【△△→■ ■】
地域おこし協力隊					

地域活性化モデルケース
～地域産業の成長・雇用の維持創出～
募集要領（案）

平成 26 年 3 月

地域活性化モデルケース～地域産業の成長・雇用の維持創出～
募集要領（案）

I 趣旨

平成26年1月に設置された「地域活性化の推進に関する関係閣僚会合」において決定された「成長戦略改訂に向けた地域活性化の取組みについて」（別紙1）に基づき、成長戦略の改訂に向け、これまでの施策の成果が実感できない地方において、新たな活力ある地域づくりのためのビジョンを提供しその具体化を図ることにより、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。

このため、地域が直面している「地域産業の成長・雇用の維持創出」について、政府一体となった取組みを推進することが必要であることから、地域産業を総合的に改革する取組みを行うモデルケースを選定し、関係府省は関係施策等で最大限支援するとともに、産（産業界）・学（大学等）・金（地域金融機関）・官（地方公共団体）等が連携して、先進的プロジェクトとして実現、見える化する。

なお、応募案件は、目標となる姿と目標達成への道筋となる取組みと活用する政策パッケージ等について提示することが重要であり、個別事業等の詳細な計画を必ずしも記載する必要はない。また、選定されたモデルケースについては、関係府省も参加する政策対応チームが円滑な実施や具体化に向けた対応を予定している。

以上を踏まえ、地域活性化モデルケース～地域産業の成長・雇用の維持創出～（以下、地域活性化モデルケース（地域産業）とする。）を公募する。

1. 地域活性化モデルケース（地域産業）の募集の目的

地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域毎の産業構造の強み・弱みを踏まえ、地域の特色を活かした地域の活性化を図る観点から、地域の資源等を活用し（地元地域資源活用型※1及び広域地域資源活用型※2）、また、地域の産業集積を活かした地域の戦略産業の育成を図る（産業集積活用型※3）。

高齢化・人口減少の進む地域の実情を踏まえ、産業の担い手の育成・確保、産業育成のための地域の資金の活用等、多面的な取組みを推進することにより、地域でヒト・モノ・カネを動かし、地域経済の好循環を実現する。

このような取組みについて、関連施策等を取りまとめて政策パッケージ化し、関係府省が関係施策等で最大限支援することにより、先進的プロジェクトとしてベスト・プラクティスの形成を図るため、モデルケー

スを選定する。

- ※1 地元地域資源活用型の取組みについては、概ね市町村単位毎又は近隣市町村間で連携した取組み、都道府県による取組み（都道府県が関係市町村と連携して取り組むものも可とする）であって、自然、歴史文化、町並み、生活様式、農林水産物、食文化、地場産品、伝統技術、エネルギー等の地域資源を活用した取組み。
- ※2 広域地域資源活用型の取組みについては、県域を越える広域的な取組み（各地方産業競争力協議会のブロック内の複数都道府県に亘る取組であることを前提とするが、取組の目的に応じてブロック外の都道府県と連携するものも可とする）であって、自然、歴史文化、町並み、生活様式、農林水産物、食文化、地場産品、伝統技術、エネルギー等の地域資源を活用した取組み。
- ※3 産業集積活用型の取組みについては、県域を越える広域的な取組み（各地方競争力協議会のブロック内の複数都道府県に亘る取組であることを前提とし、その上で更に地域ブロックを超えた広域的な連携が想定されていることが望ましい）であって、地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する取組み。

2. 応募提案に求められる内容

I-1. 地域活性化モデルケース（地域産業）募集の目的を踏まえ、募集する応募提案には次の内容が求められる。

- ① 全国的な取組みへと波及する統合アプローチの提示
目標となる姿と目標達成の道筋について、複数の関係主体が各主体の役割に基づいて連携し一体となって取り組むことなど、分野横断的かつ主体間の垣根を越えた統合アプローチで取り組むものであること。
- ② 地方産業競争力協議会の議論を踏まえた地域の成長戦略の具体策の提示
地方産業競争力協議会の議論を踏まえて、地域の成長戦略の具体策を提示するものであること。
- ③ 活用する政策パッケージの提示
地域産業・地域固有の条件や課題に即した下記施策等の政策パッケージの具体策が提示されるものであること（代表的な個別施策等は別紙2）。
 - i 地方公共団体支援施策
 - ii 農林漁業振興施策
 - iii 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策

- iv 大学等支援・研究振興施策
- v 観光振興施策
- vi 雇用等対策
- vii 地域金融活用施策
- viii 環境保全支援施策
- ix 文化・スポーツ資源の活用
- x 地域産業の担い手育成

Ⅱ 募集する提案（評価ポイント）

1. 地方産業競争力協議会の成長戦略との整合性

地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、①各地域における特色のある資源や資金等を十分に活用したものであるか（地元地域資源活用型及び広域地域資源活用型）、或いは、②地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する地域ブロック毎の戦略産業の方向性に合致するものであるか（産業集積活用型）。

2. モデル性

持続可能な地域経済産業の活性化に向けて、地域に眠る地域資源の掘り起こしや、産・学・金・官等地域の多様な主体間のネットワークを形成し、地域の産業集積の高度化や産業構造の転換を目指すなど、先進的な取組であるか。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他の地域への、取組の波及効果が見込まれるか。

3. 地域適応性

各地域の産業構造の強み・弱みや地域毎の特色を的確に把握し、その強みや特色を活かし、他地域との差別化が図られ、独自のアイデアが盛り込まれた取組であるか。また、地域全体に効果が波及するものであるか。

4. 実現可能性

自らリスクを取って主体的に事業化を進める地域の中小企業や中核企業（産業集積活用型では必須）、大学や公設試験場などの研究機関や産業支援機関、自治体や金融機関等の幅広い関係者の参加と協働を得ると

もに、事業化を前提とした資金調達の見込みや実施の計画・事業の取組みを統括するマネジメント機能を有する体制が確立される見込みであることなど、円滑な実施が見込まれるか。取組みを通じて実現される地域産業の成長等の目標の達成に向けた合理性のある取組が示された実現可能性の高い計画であるか。

5. 持続性

中長期的には政府の支援に頼らずにビジネスとして民間企業を中心に持続可能な事業活動（事業化・自立化）にしていくための道筋、戦略が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるか。

6. 評価指標等の設定

地域活性化モデルケース（地域産業）の取組においては、プロジェクトマネジメントが重要であり、PDCA サイクルを着実に回す必要がある。従って、地域の将来像（ビジョン）に向けた取組の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じて、評価指標等を設定すること。

Ⅲ 応募主体

応募主体は、原則として複数の主体が参画する民間企業・民間団体及び地方公共団体とする。

Ⅳ 提案の内容

提案は次の項目を提案書様式 1 にそって整理したものをもって行う。提案書様式 2 により提案内容を簡潔に示す資料を併せて作成する。提案様式 3 により目標の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じて、絶対値、変化率等の定量的な評価指標及びその評価指標の数値目標を設定する（設定の根拠を含む）。

必要に応じ、参考資料を添付すること。

1. 全体構想

目標とする地域活性化モデルケース（地域産業）の姿と目標達成への道筋について概括し、以下の項目で整理する。

① 地域活性化モデルケース（地域産業）としての位置づけ

Ⅱ に掲げた提案に求められる内容を踏まえ、提案のアピールポイント

トについて記述する。

提案は、本項目に示す考え方を基に具体的な方策や考え方のモデル性を分かりやすく示し、他地域への取組の波及効果の大きさを想起させるものとなるよう留意すること。

② 現状分析（地域の経済・産業の実態等）

地域の経済・産業の実態について記述し、更にその特徴について簡潔に記述する。

数値については推計でも可とするが、推計に用いたデータ及び推計方法について参考資料として添付すること。

③ 地域の経済・産業の成長に向けた将来ビジョン

地方産業競争力協議会の議論を踏まえた地域の経済・産業の将来ビジョンと地域産業の成長の道筋を記述する。

2. 取組内容（平成 30 年度末までの 5 年以内に具体化する取組内容）

① 取組概要

IV－1. 全体構想を踏まえた取組に関する概要を記述する。

② 連携体制

当該地域活性化モデルケース（地域産業）の連携する各主体について記述する。

③ 具体化する予定の取組に関する事項

i 取組の具体的な内容

【主体】

取組を実施する者について可能な限り具体的に記述する。

【時期】

取組の開始時期と期間について可能な限り具体的に記述する。

【内容】

具体化する予定の取組について記述する。取組の特徴的な推進方法については、実現可能性が明らかになるよう記述する。

また、提案の中で特に強調したい取組は、詳細に記述する。

【効果】

取組を実施した際の効果について、詳細に記述する。

ii 活用する政策パッケージ

取組みの具体的な内容に活用することを希望する政策パッケージを記述する。

④ 課題

取組みの実施にあたって法令の規定等による制度的な課題が想定される場合等に、どの取組についての課題なのかを明らかにした上で、その課題の内容を記述する。

3. 平成 26 年度中に行う事業の内容

平成 26 年度中に行う提案内容の実践的具体的検討のための事業等について主要なものの内容を記述する。

4. 評価指標等の設定

IV-1-③地域の経済・産業の成長に向けた将来ビジョンに向けた取組の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じて、絶対値、変化率等の定量的な評価指標及びその評価指標の数値目標を設定する（設定の根拠を含む）。

V 募集期間・応募書類の提出方法

1. 募集期間

平成 26 年 3 月 25 日（火）～ 4 月 21 日（月）

2. 募集締切

平成 26 年 4 月 21 日（月） 12 : 00 必着

※締切後の提出は一切認めない。

（郵便事情等で紙媒体の提出が遅れる場合にあっては、電子メールの到着を提出と見なす。）

3. 提出方法

応募書類については、下記まで郵送及び電子メールの双方で、提案書様式 1、2、3 及び参考資料を送付すること。

なお、提案書様式については地域活性化統合本部会合のホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/platform/140325.html>）にあるファイルをダウンロードして使用してください。

① 郵送について

下記の資料（紙媒体及び電子媒体）を送付すること。

i 封筒に「地域活性化モデルケース（地域産業）提案書類在中」と朱書き記載

ii 紙媒体：30部（A4、片面、パンチ（左2穴））

iii 表紙、提案書様式1、2、3、参考資料一覧及び参考資料の順で並べダブルクリップ等でとじる。表紙には「提案者名（複数の提案団体のうち代表1団体を記載 例：●●株式会社）地域活性化モデルケース【活用型名】（募集要領I-1から該当するものを記載する 例：地元地域資源活用型）提案書」と記す（様式は任意）。

iv 電子媒体（CD-R）：20セット

v 電子媒体には「提出日、提案者名（複数の提案団体のうち代表1団体を記載）、地域活性化モデルケース【活用型名】（募集要領I-1から該当するものを記載する）提案書【様式●】」を記載する。

（例：131031、●●県●●市、地域活性化モデルケース【地元地域資源活用型】提案書【様式1】）

vi 提案書様式1、2、3及び参考資料について、拡張子が.doc、.docx、.ppt、.pptx、.xls、.xlsx又は.pdfいずれかの形式の文書ファイルで作成したもの。電子データのファイル名は、「提出日、提案者名、書類名」とすること。

② 電子メールについて

提案書様式1、2、3を「提案者名（複数の提案団体のうちで代表1団体を記載 例：●●株式会社）.pdf」の名称の1つのPDFファイルに統合した上で下記アドレス宛に送付すること。（参考資料のPDFファイルは電子メールで送付しないこと。）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案様式のどの記述に対応するものであるか明らかになるようにすること。

4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階 林・福田・佐伯・半谷

アドレス：g.chikatsu.platform@cas.go.jp

5. 提出資料の扱い

提出された提案書様式1、2、3及び参考資料については原則公開とする。

6. 今後の予定について

提案については書面審査後、ワーキングチームにおいて選定したものについて、ワーキングチームによるヒアリングを実施する。（5月中旬予定）

詳細については、ヒアリング対象となるプロジェクトの提案者に対して追って連絡する。

内閣官房 地域活性化統合事務局
東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎
電話：03-5510-2175 林・福田・佐伯・半谷

地域活性化モデルケース(地域産業)提案書 (様式1)

<p>タイトル</p>	<p>(地元地域資源活用型・広域地域資源活用型・産業集積活用型) ※いずれかを選択する。</p>	
<p>提案団体</p>	<p>民間企業・民間団体及び地方公共団体の名称を記入 ※ 複数の民間企業・民間団体及び地方公共団体が連携提案する場合は取りまとめの団体等に◎を記す。 ◎ . . . 県 . . . 市 . . . 株式会社</p>	<p>人口： . . . 人 ※連携提案については↑に合計人口を記すと共に↓に各都市の人口を記す。 ※本欄は地元地域資源活用型のみ記載。 . . . 人 . . . 人 . . . 人</p>
<p>担当者 連絡先</p>	<p>担当者の所属 ※とりまとめの団体等の担当者を記す 氏名 電話番号/ファックス番号/メールアドレス</p>	
<p>1. 全体構想</p>		
<p>1-①. 地域活性化モデルケース (地域産業) としての位置づけ 地域の規模、地域の経済・産業の実態等からみた提案の先導性とその取組等を通じて実現される地方産業競争力協議会の議論を踏まえた成長戦略の考え方、他地域への取組の幅広い波及効果等、提案を評価する際の観点、提案の特徴について記述する。</p>		
<p>1-②. 現状分析 地域の産業・経済の実態について記述し、更にその特徴について簡潔に記述する。</p>		
<p>1-③. 地域の経済・産業の成長に向けた将来像 (ビジョン) 地方産業競争力協議会の議論を踏まえた、地域の経済・産業の将来ビジョンと地域産業の成長の道筋を記述する。</p>		

※必ず改ページ

2. 取組内容

2-①. 取組概要

(地元地域資源活用型例)
 地元の海産物資源を活用して、これまで廃棄していたものを他分野に活用するとともに、海外へのマーケティングを強化し、海外ニーズに合致した商品を開発し、輸出を促進する。

(広域地域資源活用型例)
 複数都道府県に亘る広域ブロックにおいて、地域資源（農産物や加工品、観光・体験ツアー等）を当該地域にいわれのある歴史や伝説のストーリーを基に、ブランディング及び広域ネットワーク化し、地域の特色を活かした商品の開発・販売及びインバウンドの増加等を促進する。

(産業集積活用型例)
 地方ブロックの産業構造における強みである特定分野に関し、当該地域の産業集積の中核企業を中心として、地域の中堅・中小企業や大学・公設試験場との間の有機的な連携を促すコーディネート人材が主導し、技術交流、共同研究、販路開拓などの連携活動を通じて、新事業創出とイノベーションを絶えず起こしていくビジネスシステムを構築する。

2-②. 連携体制

(例) 民間企業・民間団体、地方公共団体、大学、地域金融機関

2-③. 具体化する予定の取組に関する事項

取組の具体的な内容	活用する政策パッケージ
(a) ○○○○の実施 【主体】 【時期】 【内容】 【効果】	(地元地域資源活用型例) ○地域の元気創造プラン (広域地域資源活用型例) ○地域資源活用ネットワーク構築支援 (産業集積活用型) ○新産業集積創出基盤構築支援事業
(b) □□□□の実施 【主体】 【時期】 【内容】 【効果】	(地元地域資源活用型例) ○6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 (広域地域資源活用型例) ○観光地域ブランド確立支援事業 (産業集積活用型) ○地域イノベーション戦略支援プログラム
(c) ××××の実施 【主体】 【時期】 【内容】	(地元地域資源活用型例) ○6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 (広域地域資源活用型例) ○観光地ビジネス創出の総合支援

【効果】	(産業集積活用型) ○地(知)の拠点整備事業
2-④. 課題	
取組の実施にあたって制度的な課題等が想定される場合にはその内容を記載	

必ず改ページ

3. 平成 26 年度中に行う事業の内容

取組の内容	政策パッケージ
【主体】 【時期】 【内容】 【効果】	
【主体】 【時期】 【内容】 【効果】	
【主体】 【時期】 【内容】 【効果】	

※ 必要に応じて適宜、行や欄の追加、注記・例示の削除を行ってよいが、様式1、2、3の全体の枚数は 10 枚程度とすること。
また、様式に入力する文字は 10.5 ポイント以上とすること。

必ず改ページ

4. 評価指標及び数値目標

※様式3へ記載する事

(民間企業等名)地域活性化モデルケース(地域産業)提案書(様式2)

(地元地域資源活用型・広域地域資源活用型・産業集積活用型)※いずれかを選択する

地域活性化モデルケース(地域産業)としての位置づけ

現状分析(地域の経済・産業の実態等)

地域の経済・産業の成長に向けた将来像(ビジョン)

(民間企業等名)地域活性化モデルケース(地域産業)提案書(様式2)

地域活性化モデルケース(地域産業)取組のイメージ

地域活性化モデルケース(地域産業)・行程表

様式3

～取組みと評価指標・数値目標(KPI)～

(地元地域資源活用型・広域地域資源活用型・産業集積活用型)※いずれかを選択する

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	KPI
<p>1. ○○○○○</p> <p>○○○○</p>					<p>・ ○○○</p> <p>【△△→■ ■】</p> <p>・ ○○○</p> <p>【△△→■ ■】</p>
<p>2. ○○○○○</p> <p>○○○○</p>					<p>・ ○○○</p> <p>【△△→■ ■】</p> <p>・ ○○○</p> <p>【△△→■ ■】</p>
<p>3. ○○○○○</p> <p>○○○○</p>					<p>・ ○○○</p> <p>【△△→■ ■】</p> <p>・ ○○○</p> <p>【△△→■ ■】</p>
<p>4. ○○○○○</p> <p>○○○○</p>					<p>・ ○○○</p> <p>【△△→■ ■】</p> <p>・ ○○○</p> <p>【△△→■ ■】</p>

地域活性化モデルケース(地域産業)・行程表(例)

～取組みと評価指標・数値目標(KPI)～

様式3

(地元地域資源活用型・広域地域資源活用型・産業集積活用型)※いずれかを選択する

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	KPI	
(地元地域資源活用型例)						
1. 6次産業化、農商工連携等による高付加価値化						
農林漁業成長産業化ファンドの活用					<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷額 【△△→■ ■】 	
2. 地域の元気創造プラン						
農林水産資源活用による需要拡大						
3. 日本食・食文化魅力発掘発信プロジェクト						
農林水産資源の輸出促進					<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出額 【△△→■ ■】 	
(広域地域資源活用型例)						
1. 地域資源活用ネットワーク構築支援						
広域地域における地域資源を活用した取組のネットワーク化					<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会開催数 【△△→■ ■】 	
2. 観光地域ブランド確立支援事業						
日本の顔となる観光地域を創出					<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外観光客数 【△△→■ ■】 	
3. 観光地域ビジネス創出						
観光ビジネスの拡大					<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光売上額 【△△→■ ■】 	
(産業集積活用型例)						
1. 新産業集積創出基盤構築支援						
地域の中核企業、中小企業、大学等の連携化					<ul style="list-style-type: none"> ・ マッチング 【△△→■ ■】 	
2. 地域オープンイノベーション事業						
公設試等に設備導入					<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者と公設試の共同研究数、 製品化率、製品売上額 【△△→■ ■】 	
3. 地域イノベーション戦略支援プログラム						
研究者集積・人材育成プログラムの開発					<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者集積 【△△→■ ■】 	

成長戦略改訂に向けた地域活性化の取組みについて（改訂案）

平成 26 年 1 月 28 日決定

平成 26 年 月 日改訂

I 基本的考え方

○成長戦略の改訂に向け、これまでの施策の成果が実感できない地方において、新たな活力ある地域づくりと地域産業の成長のためのビジョンを提供し、その具体化を図る。

このため、地域の直面している

- ・超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成
- ・地域産業の成長・雇用の維持創出

の 2 つの施策テーマについて、政府一体となった取組みを推進する。

II 取組みのテーマ

1 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成

(1) 政策課題

○人口減少下においても持続可能な都市・地域を形成するため、生活サービス機能（福祉・医療・商業・行政等）の市街地への集約と既存集落を含めた一定のエリア内への居住の集積の促進による都市構造の再構築、商業機能を中心とした中心市街地の活性化、市街地と居住エリアを結ぶ地域内の公共交通の充実を推進する。

併せて、高齢化の進行に対応し、健康で暮らせる地域社会の形成と在宅を中心とした地域医療・介護のシステムの構築や、スマートウェルネス住宅・シティの実現を推進する。同時に自立・分散的なエネルギー活用ができる都市・地域を目指す。

○施策の展開に当たっては、並行して過疎集落対策等を進めるとともに、各市町村単位での取組みだけでなく、必要な機能の地方公共団体間での補完・配置等がなされるよう配慮する。

(2) ベスト・プラクティスの形成

①施策のパッケージ化とノウハウへのアクセス

○地方公共団体等が地域の目的に応じてパッケージで施策の選択ができ、各種施策を有機的に活用できるよう、内閣官房において関連施策をパッケージ化してとりまとめ、総合マニュアルを作成する。また、先行的に「地域の元気枠」（仮称）として予算を横串でとりまとめ、平成 26 年度から公表する。

- 併せて、先進事例を統一的なフォーマットでデータベース化する。また、意欲ある地域が先進的な取組みを行った人材に、目的に応じて容易に相談できるよう、内閣官房において、各省の人材システムを再点検し、総合的なコンシェルジュ機能を強化する。
- 各種の既存施策に加え、当面、今通常国会に提出を予定している、都市再生法、地域公共交通活性化・再生法、中心市街地活性化法、地方自治法（「連携協約」に基づく地方中枢拠点都市（圏）・定住自立圏の取組みの推進など）の改正を行うとともに、これらの改正法が有機的に連携して展開されるよう各省間の連絡調整を緊密に行う。

②モデルケース

- 都市・地域の類型別に、都市・地域の構造を総合的に改革する取組みを行うモデルケースを公募・選定し、関係府省は税財政面、金融面、規制面等で最大限支援するとともに、民間、大学等の協力も得て、先進的プロジェクトとして実現、見える化する。

【都市・地域の類型の例】

- a 中核となる都市と生活・経済の関係が強い近隣地域からなる地域
- b 合併等により相当規模の人口・面積等を有する都市・地域
 - ・このうち、高齢化が既に進み、若年人口の減少が厳しい都市・地域
 - ・このうち、高齢者人口の急速な増加が今後見込まれる都市・地域
- c 近隣等に中核となる都市がなく農山漁村集落を中心とする地域

③ワーキングチーム

- 地域活性化担当大臣の下に有識者からなるワーキングチームを設置し、モデルケース等の円滑な実施について助言等を行う。

2 地域産業の成長・雇用の維持創出

(1) 政策課題

- 地方産業競争力協議会の議論も踏まえて、地域の将来ビジョンと成長の道筋を明確化し、地域の活性化を図る観点から、地域の資源、人材、エネルギー等を活用した地域の産業の育成を図る。

特に、IT 等の活用により世界市場を視野に入れた地域産業の展開を支援するとともに、地域に根付いた既存産業の効率化と高度化により、雇用の維持創出を推進する。

- 施策の展開に当たっては、高齢化・人口減少の進む地域の実情を踏まえ、産業の担い手の育成・確保、産業育成のための資金の活用等多面的な取組みを

推進する。

(2) ベスト・プラクティスの形成

①施策のパッケージ化とノウハウへのアクセス

- 地域における産業展開について、先進事例をデータベース化し、地方公共団体や企業等に対する紹介と必要な相談による総合的なコンシェルジュ機能を強化する。その際、ビジネスとしての民間のアイデアとそれを支える施策の双方が重要であることから、アイデアから施策を組み合わせていくまでのプロセスの体系化を図る。

- 併せて、地域産業の抱えている労働力不足、資金不足、ノウハウ不足に対してどう対応すべきか具体的事例に即して検討を進めることとし、内閣官房を中心に検討チームを設置する。

- 先行的にとりまとめる「地域の元気枠」（仮称）については、地域産業分野についても併せて行うこととする。

②モデルケース

- 「持続可能な都市・地域の形成」と同様に、モデルケースを選定し、支援することにより、見える化する。

- その際、都市・地域の類型別ではなく、成長産業の類型別に取り組む。また、地域金融機関と政策金融機関、官民ファンド等の政策的な金融支援等を担う主体が連携し、地域のカネが地域に還流していくよう構造を改革する先進プロジェクトを重視して取り組む。併せて、産（産業界）、学（大学等）、金（地域金融機関）、官（地方公共団体）等が連携し地域の資源と資金を活用して業を起こし、雇用を創出する地域における経済循環の創造の取組みに広く努める。【地域資金還流型産業育成プロジェクト】

- 加えて、クラウド・ファンディングなど地域住民による直接的な資金提供や寄付、さらには大都市等他地域の住民から地域への資金の流れを作る産業育成プロジェクトを重視して取り組む。【住民参加型産業育成プロジェクト】

【成長産業のタイプの例】

- ・農林水産資源の活用（農業の6次産業化、「葉っぱビジネス」等）
- ・観光資源・スポーツ資源の活用
- ・研究資源の活用（柏ベンチャー支援等）
- ・技能資源の活用

③ワーキングチーム

○地域活性化担当大臣の下に有識者からなるワーキングチームを設置し、モデルケース等の円滑な実施について助言等を行う。

III 実行に向けた進め方

(1) モデルケースの設定

○「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」のモデルケースのために必要な施策について、モデルとなる地方公共団体、当該地方公共団体において事業を行う事業者等から提案を募集。「地域産業の成長・雇用の維持創出」のモデルケースについては、地方産業競争力協議会の成長戦略を踏まえて選定する。

○必要な税財政上・金融上の支援等について、平成 27 年度予算・税制改正等を通じて実現する。

○モデルケースを通じて、浮かび上がった課題を解決するため、法律改正を含む制度改正を検討する。

(2) 地域への展開

○ブロック別に、関係政務が出席し、地方産業競争力協議会等とも協力して、シンポジウム等を実施することを検討。

(3) 実施体制

○関係閣僚会合を設置し、必要に応じ内閣総理大臣も出席の下、モデルケース等の首長やワーキングチームの代表等と取り組みの成果と単なる財政支援でない地域全体の社会・経済構造の変革に繋がる要望について議論。

○関係閣僚会合の下に、実務的な調整を行うため、和泉内閣総理大臣補佐官を長とする関係府省からなる連絡調整会議を設置。

○内閣官房地域活性化統合事務局を事務局として、上記の遂行に十分な体制を整備する。併せて、モデルケース等の円滑な実施のため、関係府省も参加する政策対応チームを内閣官房地域活性化統合事務局に設置。

○地域の自治体や企業等の声を聴き、また、経済財政諮問会議や産業競争力会議及び地方産業競争力協議会や地方産業競争力協議会関係省庁連絡会議と連携を密にし、政府一体となって相乗効果を高める。

○モデルケースの実施にあたっては、政策対応チーム（場合によっては政務）

がモデルケースとなっている地域に直接赴き、当該自治体や企業等と協力の上、計画の具体化を図る。

○モデルケース以外の都市・地域において、当該自治体が地域活性化施策を実施する上で関係省庁等との実務的な調整を必要とする場合には、内閣官房地域活性化統合事務局のブロック毎の相談窓口が各省庁と調整を行い、特に関係の深い省庁が適切に対応することとする。また、必要に応じ、連絡調整会議や政策対応チームにおいても調整を行うものとする。

(4) その他

○2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、大会参加国・地域に対して「ホストシティ・ホストタウン」の取組みについても併せて検討する。

地域活性化モデルケースにおける政策パッケージ各政策の主な個別施策

1. 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成に係る支援措置(地方都市型)

i. コンパクトシティの形成

<制度>

①	都市再生特別措置法改正	国土交通省	P.8
---	-------------	-------	-----

<予算等>

②	都市機能立地支援事業	国土交通省	P.8
③	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業	国土交通省	P.8
④	コンパクトシティ形成支援事業	国土交通省	P.8
⑤	社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.8
⑥	公立学校施設整備費	文部科学省	P.9

ii. 地域公共交通の再生

<制度>

①	地域公共交通活性化再生法改正	国土交通省	P.10
---	----------------	-------	------

<予算等>

②	地域公共交通確保維持改善事業(地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、公共交通の充実を図るための計画策定等の支援)	国土交通省	P.10
③	社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.10
④	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	国土交通省	P.10
⑤	超小型モビリティの導入促進	国土交通省	P.11

iii. 中心市街地活性化

<制度>

①	中心市街地活性化法改正	経済産業省	P.12
---	-------------	-------	------

<予算等>

②	中心市街地再興戦略事業費補助金	経済産業省	P.12
③	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金	経済産業省	P.12
④	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	P.12
⑤	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	P.12
⑥	社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.12
⑦	歩行者移動支援の普及・活用の推進	国土交通省	P.13

iv. 地域包括ケアシステム構築

<制度>

①	介護保険法改正	厚生労働省	P.14
---	---------	-------	------

②	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の改正	厚生労働省	P.14
---	-----------------------------------	-------	------

<予算等>

③	社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.15
④	スマートウェルネス住宅等推進事業	国土交通省	P.15
⑤	地域居住機能再生推進事業	国土交通省	P.15

v. 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

<制度>

①	地方自治法の改正による「連携協約」制度の創設	総務省	P.16
---	------------------------	-----	------

<予算等>

②	新たな広域連携モデル構築事業	総務省	P.16
③	機能連携広域経営推進調査事業	総務省	P.16
④	地方財政措置	総務省	P.16
⑤	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	P.16
⑥	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	P.16
⑦	社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.17
⑧	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパートナーシップ事業)	環境省	P.17
⑨	6次産業化、農商工連携等による高付加価値化	農林水産省	P.17
⑩	都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.18
⑪	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.18

vi. 低炭素・循環型の都市地域の形成

<制度>

①	都市の低炭素化の促進に関する法律	国土交通省	P.19
---	------------------	-------	------

<予算等>

②	地域低炭素投資ファンド創設事業	環境省	P.19
③	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパートナーシップ事業)	環境省	P.19
④	地域バイオマス産業化推進事業	農林水産省	P.20
⑤	地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大	農林水産省	P.20
⑥	地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	総務省	P.20
⑦	コンパクトシティ形成支援事業	国土交通省	P.20
⑧	社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.20
⑨	スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金	経済産業省	P.20
⑩	次世代エネルギー技術実証事業費補助金	経済産業省	P.20
⑪	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金	経済産業省	P.21

vii. 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

<予算等>

①	公立学校施設整備費	文部科学省	P.22
②	高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生	文部科学省	P.22

2. 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成に係る支援措置(農山漁村・過疎地域等型)

i. 地場産業振興・生活機能確保

<予算等>

①	過疎集落等自立再生対策事業	総務省	P.23
②	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業	経済産業省	P.23
③	6次産業化、農商工連携等による高付加価値化	農林水産省	P.23
④	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.23

ii. 「小さな拠点」形成

<予算等>

①	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成	国土交通省	P.24
②	集落活性化推進事業	国土交通省	P.24
③	「道の駅」の多様な機能の強化	国土交通省	P.24
④	過疎地域集落再編整備事業	総務省	P.24
⑤	過疎地域遊休施設再整備事業	総務省	P.24
⑥	都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.25
⑦	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.25

iii. 都市と農村との交流

<予算等>

①	都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.26
②	「農」のある暮らしづくり交付金	農林水産省	P.26
③	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.27
④	森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省	P.27

iv. 医療体制の確保、地域包括ケア等

<制度>

①	介護保険法改正	厚生労働省	P.28
②	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の改正	厚生労働省	P.28

<予算等>

③	へき地の医療提供体制確保に係る財政支援	厚生労働省	P.28
④	地域医療の充実のための遠隔医療補助事業	厚生労働省	P.29

⑤	社会資本整備総合交付金	国土交通省	P.29
⑥	スマートウェルネス住宅等推進事業	国土交通省	P.29

v. 生活交通・情報通信の確保・維持

<制度>

①	地域公共交通活性化再生法改正	国土交通省	P.30
---	----------------	-------	------

<予算等>

②	地域公共交通確保維持改善事業(地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、公共交通の充実を図るための計画策定等の支援)	国土交通省	P.30
③	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	国土交通省	P.30
④	超小型モビリティの導入促進	国土交通省	P.30
⑤	歩行者移動支援の普及・活用の推進	国土交通省	P.31
⑥	携帯電話等エリア整備事業	総務省	P.31
⑦	情報通信利用環境整備促進事業	総務省	P.31

vi. 低炭素・循環型地域形成

<予算等>

①	地域低炭素投資促進ファンド創設事業	環境省	P.32
②	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパートナーシップ事業)	環境省	P.32
③	地域バイオマス産業化推進事業	農林水産省	P.33
④	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	農林水産省	P.33
⑤	地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大	農林水産省	P.33
⑥	地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	総務省	P.34
⑦	スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金	経済産業省	P.34
⑧	次世代エネルギー技術実証事業費補助金	経済産業省	P.34
⑨	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金	経済産業省	P.34

vii. 地域活動の担い手支援

<予算等>

①	都市住民を受け入れて、地域おこしの活動支援(地域おこし協力隊)	総務省	P.35
②	集落対策のノウハウ等を有した人材の活動支援(集落支援員)	総務省	P.35
③	都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.35

viii. 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

<予算等>

①	公立学校施設整備費	文部科学省	P.36
②	高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生支援	文部科学省	P.36

3. 地域産業の成長・雇用の維持創出

i. 地方公共団体支援施策

<予算等>

①	地域の元気創造プラン	総務省	P.37
---	------------	-----	------

ii. 農林漁業振興施策

<予算等>

①	地域資源活用ネットワーク構築事業	経済産業省	P.38
②	地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル)	総務省	P.38
③	6次産業化、農商工連携等による高付加価値化	農林水産省	P.38
④	日本食・食文化魅力発信プロジェクト	農林水産省	P.38
⑤	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省	P.39
⑥	革新的技術創造促進事業	農林水産省	P.39
⑦	地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大	農林水産省	P.39
⑧	森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省	P.40
⑨	強い水産業づくり交付金(産地水産業強化支援事業)	農林水産省	P.40
⑩	「浜の活力再生プラン」策定推進事業	農林水産省	P.40

iii. 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策

<制度>

①	株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正	内閣府	P.41
---	-----------------------	-----	------

<予算等>

②	地域資源活用ネットワーク構築事業	経済産業省	P.41
③	新産業集積創出基盤構築支援事業	経済産業省	P.41
④	地域オープンイノベーション促進事業	経済産業省	P.41
⑤	中小企業・小規模事業者のものづくり・商業・サービス業支援	経済産業省	P.41
⑥	中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援	経済産業省	P.41
⑦	創業促進補助金	経済産業省	P.41
⑧	地域創業促進支援委託事業	経済産業省	P.41
⑨	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業	経済産業省	P.42
⑩	地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル)	総務省	P.42
⑪	6次産業化、農商工連携等による高付加価値化	農林水産省	P.42
⑫	革新的技術創造促進事業	農林水産省	P.42

iv. 大学等支援・研究振興施策

<予算等>

①	地域イノベーション戦略支援プログラム	文部科学省	P.43
②	地(知)の拠点整備事業	文部科学省	P.43
③	革新的技術創造促進事業	農林水産省	P.43

④	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省	P.43
⑤	地域ICT振興型研究開発プログラム(SCOPE)	総務省	P.44

v. 観光振興施策

<予算等>

①	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	国土交通省	P.45
②	観光地域ブランド確立支援事業	国土交通省	P.45
③	観光地ビジネス創出の総合支援	国土交通省	P.45
④	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	国土交通省	P.45
⑤	超小型モビリティの導入促進	国土交通省	P.45
⑥	歩行者移動支援の普及・活用の推進	国土交通省	P.46
⑦	地域資源活用ネットワーク構築事業	経済産業省	P.46
⑧	生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)	環境省	P.46
⑨	都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	P.46
⑩	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	P.47
⑪	地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル、公共クラウド)	総務省	P.47

vi. 雇用等対策

<予算等>

①	実践型地域雇用創造事業	厚生労働省	P.48
②	戦略産業雇用創造プロジェクト	厚生労働省	P.48

vii. 地域金融活用施策

<予算等>

①	地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル)	総務省	P.49
---	-----------------------------	-----	------

viii. 環境保全支援施策

<予算等>

①	地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	環境省	P.50
②	生物多様性保全推進支援事業	環境省	P.50

ix. 文化・スポーツ資源の活用

<予算等>

①	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ	文部科学省	P.51
②	文化遺産を活かした地域活性化事業	文部科学省	P.51
③	地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業	文部科学省	P.51
④	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援事業	文部科学省	P.51
⑤	文化財建造物等を活用した地域活性化事業	文部科学省	P.51

x. 地域産業の担い手育成

<予算等>

①	地域キャリア教育支援協議会設置促進事業	文部科学省	P.52
②	高校におけるインターンシップコーディネーターの配置	文部科学省	P.52
③	「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」	文部科学省	P.52
④	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール	文部科学省	P.52
⑤	成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進	文部科学省	P.52

※ 個別施策の公募等の時期は各個票の留意事項に記載していますが、更なる情報等は問い合わせ先にご照会ください。

※ 記載されている個別施策は主なものであり、各自治体においてはモデルケースの目的に沿った提案をお願いします。

1 - i	政策名	コンパクトシティの形成
	目的	居住と医療、福祉、商業等の都市機能を集積することによりまちのコンパクト化を推進する。
	概要	<p><制度></p> <p>①都市再生特別措置法改正案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画(「立地適正化計画」)を作成することができる。 ○ 立地適正化計画には、その区域のほか、おおむね以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域(居住を誘導すべき区域)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策 ・都市機能誘導区域(居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域)及び市町村が講ずべき施策 等 <p><予算></p> <p>②都市機能立地支援事業(平成26年度40億円、補助率1/2以内等)※1 民間事業者による都市機能の整備に際し、地方公共団体が学校跡地等の公的不動産を安価で賃借させる場合等には、国から民間事業者へ直接支援</p> <p>③集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成26年度3.5億円、補助率1/2以内等)※1 景観・歴史資源となる建造物の修理・改修・協調増築等を含め、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、景観・歴史的風致形成に資する取組に対して総合的に支援</p> <p>④コンパクトシティ形成支援事業(平成26年度2.53億円、補助率1/2以内等)※2 立地適正化計画策定を支援するとともに、郊外部の医療、福祉、教育文化施設等の拠点への移転の促進のため、旧建物の除去処分、移転跡地の緑地等整備を支援</p> <p>⑤社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数) 社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市公園等事業(ストック再生緑化事業) ※1 既存建築物等のストックを活用した都市環境の改善を図るため、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、公共公益施設の緑化や、公開性を有する民間建築物等の緑化に対して支援 (2) 都市公園等事業(市民緑地等整備事業) ※1 低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援 (3) 都市・地域交通戦略推進事業 ※2 集積する生活機能等へのアクセスを確保するため、公共交通や歩行空間の整備等への支援 (4) 都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業) ※1 まちの拠点における都市の生活を支える機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業)の整備・維持を支援 等 <p>※1 立地適正化計画を作成する場合に限る ※2 一部事業については、立地適正化計画を作成する場合に限る</p>

1 - i	概要	<p>⑥公立学校施設整備費 地方公共団体が行う公立学校施設の整備に要する経費を補助。 学校施設の複合化・集約化に資する主な事業は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容: 学校統合による学校の新增築 ・補助率: 1/2 ・対象校: 小中 ○改築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容: 構造上危険な状態にある建物や耐震力不足の建物の建て替え ・補助率: 1/3 (Is値0.3未満は1/2) ・対象校: 幼・小中・中等前期・特支 ○大規模改造(統合) <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容: 学校統合による既存施設の改修 ・補助率: 1/3 ・対象校: 小中 ○地域・学校連携施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容: 学校施設の新增改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・補助率: 1/3 ・対象校: 小中・中等前期・特支
	留意事項	<p>①都市再生特別措置法改正案を第186回国会に提出中。 立地適正化計画関連については、平成28年度末までに事業開始する場合は、平成28年度中に都市機能誘導区域、平成30年度中に居住誘導区域をそれぞれ設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地での実施が可能。</p>
	問合せ先	<p>①国土交通省都市局都市計画課 (Tel)03-5253-8409 ②・⑤(4) 国土交通省都市局市街地整備課 (Tel)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課 (Tel)03-5253-8515 ③国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室 (Tel)03-5253-8954 ④国土交通省都市局まちづくり推進課 (Tel)03-5253-8407 ⑤(1),(2)国土交通省都市局公園緑地・景観課 (Tel)03-5253-8419 ⑤(3)国土交通省都市局街路交通施設課 (Tel)03-5253-8415 ⑥文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 (Tel):03-6734-2000</p>

1 - ii	政策名	地域公共交通の再生
	目的	拠点エリア同士や拠点エリアと居住エリアを結ぶ公共交通ネットワークの形成等、地域内の公共交通の充実を推進するとともに、環境性能に優れた自動車により持続可能な地域交通の確保に貢献することを目指す。
	概要	<p><制度></p> <p>①地域公共交通活性化再生法改正案 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成 ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成 ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例(計画の維持を困難とするような行為の防止、事業が実施されない場合の勧告・命令等)等について定める。 <p><予算></p> <p>②地域公共交通確保維持改善事業(平成26年度306億円、補助率1/2以内等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の特性に応じた生活交通の確保維持 <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行 ・離島航路・航空路の運航 ・バス車両の更新等 ◆快適で安全な公共交通の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等 ・LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等 ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等 ◆公共交通の充実を図るための計画策定等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者間の適切な役割分担と合意の下で地域公共交通の充実を図るための新たな計画の策定に資する調査等 ・バスからデマンドタクシーへの転換等の生活交通の確保等に係る地域の合意形成に資する調査 ・公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進 <p>③社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数) 社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市・地域交通戦略推進事業 集積する生活機能等へのアクセスを確保するため、公共交通や歩行空間の整備等への支援 (2) 都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業) まちの拠点における都市の生活を支える都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業)の整備・維持を支援 <p>④地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進(平成26年度3.1億円、補助率1/2等)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 予算事業の概要 ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通事業のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や事業者による電気自動車の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。 (2) 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 〈電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)の導入補助〉 バス・タクシー・トラック: 車両本体価格の1/2・1/3 〈充電施設の導入補助〉 バス・タクシー・トラック: 導入費用の1/2・1/3

1 - ii	概要	<p>⑤超小型モビリティの導入促進(平成26年度2.0億円、補助率1/2等)</p> <p>(1)予算事業の概要 超小型モビリティは、交通の省エネルギー化とともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。その普及の前提となる関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援。</p> <p>(2)支援内容 <超小型モビリティの導入> 補助率:車両本体価格の1/2(民間事業者等にあつては1/3) <事業計画の立案> 補助率:事業計画立案費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3) <導入効果検証の実施> 補助率:導入効果検証費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3)</p>
	留意事項	①地域公共交通活性化再生法改正法案を第186回国会に提出中。
	問合せ先	<p>①・②国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 (TEL)03-5253-8275</p> <p>③(1)国土交通省都市局街路交通施設課 (TEL)03-5253-8415</p> <p>③(2)国土交通省都市局市街地整備課 (TEL)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課 (TEL)03-5253-8515</p> <p>④・⑤国土交通省自動車局環境政策課(03-5253-8604)</p>

	政策名	中心市街地活性化
	目的	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。
1 - iii	概要	<p><制度及び予算> ①・②・③</p> <p>1. 中心市街地活性化法改正案(※今国会に改正法案を提出中)</p> <p>(1) 民間投資を喚起する重点支援制度の創設 中心市街地への来訪者を増加させるなど、経済効果が高い事業(特定民間中心市街地経済活力向上事業)を経済産業大臣が認定した上で、同事業に対し、予算、税制、政策融資といった支援策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予 算 : 中心市街地活性化事業(中心市街地再興戦略) (平成25年度補正45億円、補助率2/3以内等) 中心市街地再興戦略事業費補助金 (平成26年度6.9億円、補助率2/3以内等) 戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金 (平成26年度3.2億円、補助率2/3以内等) ・ 税 制 : 建物等の割増償却(5年間、30%)、登録免許税の1/2軽減 ・ 政策金融 : 中小機構による市町村を通じた無利子融資 施設整備者及び店子に対する一層の低利融資 ・ 規制手続 : 地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化 等 <p>(2) 中心市街地の活性化を図る措置の拡充 中心市街地の商業の活性化に向けたまちづくり会社等のまちおこし事業(民間中心市街地商業活性化事業)を経済産業大臣が認定した上で、同事業に対し資金調達の円滑化といった支援策を講じる。</p> <p>(3) 規制の特例措置の創設 市町村が作成する「中心市街地活性化基本計画」が認定を受けた場合に、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例や、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度を創設する。</p> <p><予算等></p> <p>④ 中心市街地活性化ソフト事業 市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置する。</p> <p>⑤ 中心市街地再活性化特別対策事業 市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、中心市街地の活性化に関する法律に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。</p> <p>⑥ 社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数) 社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。 ○暮らし・にぎわい再生事業 衰退し、利便性の低下した中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、公益施設(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、地域交流施設等)を含む建築物の整備等を支援することにより、にぎわいのあるまちなかとして再生する。</p>

1 - iii	概要	<p>⑦歩行者移動支援の普及・活用の推進</p> <p>(1)施策の概要 ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、導入の方向性や効率的な維持更新等の課題について検討し、自治体等が容易に導入の検討を行うためのガイドラインの作成を進めるとともにサービスに必要なアプリ、データを提供し、自治体等によるサービス導入に資する。</p> <p>(2)具体的な支援内容 ・歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス ・サービス構築に必要な場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供</p>
	留意事項	<p>①今国会に提出している「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」の可決・施行後に利用が可能。また、審議の状況により、支援内容が変更される可能性がある。</p> <p>⑦歩行者移動支援の普及・活用の推進については国が所有するアプリやデータの使用許諾が必要。</p>
	問合せ先	<p>①・②・③経済産業省中心市街地活性化室 (TEL)03-3501-3754 ④・⑤総務省自治行政局地域振興室 (TEL)03-5253-5533 ⑥国土交通省都市局市街地整備課 (TEL)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課 (TEL)03-5253-8515 ⑦国土交通省総合政策局総務課政策企画官(総合交通体系担当) (併)政策統括官付 (TEL)03-5253-8794</p>

1 - iv	政策名	地域包括ケアシステム構築
	目的	<p>今後の高齢化を見据えながら、地域における医療の総合的な確保を含め、医療や介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会を構築するとともに、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らせるスマートウェルネス住宅・シティの実現を推進する。</p>
	概要	<p><制度> ①介護保険法改正案 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の実情や特性に応じて構築するために、地域支援事業の充実を行う。</p> <p>○改正概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービスの充実・強化 ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が提供する多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを行えるよう、「生活支援サービスコーディネーター」の配置等を行う。 ・地域ケア会議の推進 個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築や基盤整備につなげるなど、実効性のあるものとして定着・普及させる。 ・認知症施策の推進 認知症の初期段階から対応すべく、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員等設置事業及び認知症ケア向上推進事業を実施する。 ・在宅医療・介護連携の推進 市町村が主体となり、地区医師会等と連携しつつ、在宅医療・介護連携の推進に取り組む。 <p>○予算：地域支援事業交付金（平成26年度642億円） ※全市町村で実施。</p> <p>②地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の改正 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の改正による、新地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設することとしている。具体的には、各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業を実施することとしている。</p> <p>※平成26年度においては、都道府県に総額904億円の基金を設け、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)病床の機能分化・連携、 (2)在宅医療の推進、 (3)医療従事者等の確保・養成 <p>に係る事業について、都道府県が市町村や地域の医療関係者と十分に協議・調整を行った上で、地域の実情に応じて活用できるようにする。</p>

1 - iv	概要	<p><予算></p> <p>③社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数)</p> <p>(1)公営住宅整備事業等 高齢者も含めた低額所得者に対し公営住宅を供給する場合、整備費や家賃低廉化助成に対して、国が地方公共団体に対して補助を行う。</p> <p>④スマートウェルネス住宅等推進事業(平成26年度政府予算340億円)</p> <p>(1)サービス付き高齢者向け住宅整備事業 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。</p> <p>(2)スマートウェルネス拠点整備事業 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組みに関する計画(スマートウェルネス計画)に基づき、住宅団地等における併設施設の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。</p> <p>(3)スマートウェルネス住宅等推進モデル事業 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。</p> <p>⑤地域居住機能再生推進事業(平成26年度政府予算140億円) 特に高齢化の著しい大都市周辺部において、大規模な公的賃貸住宅の団地更新等により、地域全体の居住機能を再生するための事業を実施する場合、公的賃貸住宅の整備費等に関し、国が地方公共団体に対して補助を行う。</p>
	留意事項	<p>①・② 平成26年通常国会に提出した「医療介護総合確保推進法」の成立が前提。新たな財政支援制度については、医療を対象として平成26年度から実施し、介護については平成27年度から実施。</p> <p>④スマートウェルネス住宅等推進事業の募集は4月予定。</p>
	問合せ先	<p>①・②厚生労働省老健局高齢者支援課 (TEL)03-3595-2888 厚生労働省老健局振興課 (TEL)03-3595-2889 厚生労働省医政局指導課 (TEL)03-3595-2194</p> <p>③国土交通省住宅局住宅総合整備課 (TEL)03-5253-8506</p> <p>④国土交通省住宅局安心居住推進課 (TEL)03-5253-8952</p> <p>⑤国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 (TEL)03-5253-8517 国土交通省住宅局住宅総合整備課 (TEL)03-5253-8506</p>

1 - v	政策名	地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成
	目的	「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進する。
	概要	<p><制度></p> <p>①地方自治法の改正による「連携協約」制度の創設 (制度の概要) ・地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるもの。 連携協約に係るトラブルがあれば、申請により都道府県や総務省が任命する自治紛争処理委員が間に入ることで解決を図る。 ・議決を経ることで首長間だけでなく団体間で安定的に連携。 ・地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が、(1)圏域全体の経済成長の牽引、(2)高次の都市機能の集積、(3)生活機能サービスの向上の各役割ごとに具体的な取組を記載した連携協約を締結し、連携を推進。 定住自立圏を形成する際にも活用可能。</p> <p><予算等></p> <p>②新たな広域連携モデル構築事業 ・地方中枢拠点都市(圏)等の新たな広域連携の取組を推進するため、国が積極的に支援して先行的なモデルを構築 (平成26年度当初予算1.3億円)</p> <p>③機能連携広域経営推進調査事業 ・市町村域を越えた圏域において、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図るため、圏域内の産学官民が連携し、拠点等の整備・運営等を行う事業を支援し、他の地域のモデルとなりうる先進事例を構築(平成26年度当初予算1.0億円)</p> <p>④地方財政措置 (1)地方中枢拠点都市(圏) ・前述の(1)～(3)の役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)。 (3)の役割については、近隣市町村に対しても地方財政措置。 ・今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業(前述)を検証し、地方財政措置の詳細について具体化。 (2)定住自立圏 ・包括的財政措置(特別交付税)(中心市:8,500万円程度、周辺市町村:1,500万円を基本に算定し、特別交付税措置) ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限に特別交付税措置) ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(措置率0.8、上限800万円)を特別交付税措置) ・地域おこし企業人交流プログラム(三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する社員を1～3年間受け入れるために要する経費(1人あたり350万円上限)に対して特別交付税措置) 等</p> <p>⑤中心市街地活性化ソフト事業 市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置する。</p> <p>⑥中心市街地再活性化特別対策事業 市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、中心市街地の活性化に関する法律に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。</p>

<p>1 - v</p>	<p>概要</p>	<p>⑦社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数) 社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。 (1) 都市公園等事業(ストック再生緑化事業) 既存建築物等のストックを活用した都市環境の改善を図るため、 居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、公共公益施設の緑化や、 公開性を有する民間建築物等の緑化に対して支援 (2) 都市公園等事業(市民緑地等整備事業) 低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力 向上を図るため、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、 低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援 (3) 都市・地域交通戦略推進事業 集積する生活機能等へのアクセスを確保するため、公共交通や 歩行空間の整備等への支援 (4) 都市再生整備計画事業 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれる まちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、 地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を支援</p> <p>⑧先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業) 地域における戦略的な再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組につ いて、事業化にあたっての設備導入に対して支援するほか、必要に応じてFS調査・事業化 計画策定から一貫して支援。 <対象事業> (1)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業 ア 自然公園地域における再エネ等導入事業化計画、 自然共生型低炭素地域づくり計画(委託) イ 地方公共団体実行に計上された事業等の事業化検討支援(間接補助) ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり(補助) (2)再エネ・省エネ設備導入支援事業(間接補助) A 地方公共団体実行に計上された事業等に係る設備導入等への支援 B 自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業 ア 自然公園における低炭素地域づくり事業 イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な 低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援</p> <p><対象者> (1)ア:民間団体等, イ:地方公共団体、民間団体等, ウ:地方公共団体、民間団体等 (2)A:地方公共団体、民間団体等, B-ア:民間団体, B-イ:地方公共団体、民間団体等</p> <p><補助率等> (1)ア 委託 イ 間接補助(執行団体を經由、地方公共団体:定額、民間団体等:1/2、 いずれも上限1,000万円) ウ 補助(地方公共団体:定額、民間団体等:1/2、いずれも上限1,000万円) (2)A, B-ア, B-イ 間接補助(執行団体を經由、地方公共団体:1/2~2/3, 民間団体等:1/2)</p> <p>⑨6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プラン ナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等の支援を行うとともに、農林漁業成長 産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対して出資 等による支援を実施。 (1)6次産業化ネットワーク活動整備交付金 (平成25年度補正19.8億円、補助率1/2以内等) (2)6次産業化ネットワーク活動交付金 (平成26年度21.3億円、補助率1/2以内等) (3)6次産業化ネットワーク活動支援事業 (平成26年度2.2億円、補助率1/2以内等) (4)農林漁業成長産業化ファンドの本格展開 (平成26年度150億円(財投資金))</p>
--------------	-----------	---

1 - v	概要	<p>⑩都市農村共生・対流総合対策交付金 集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。 子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援。 <事業メニュー> 1. 集落連携推進対策：農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 2. 人材活用対策：地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援 3. 施設等整備対策：活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援</p> <p>⑪農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。</p> <p>具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。 (1) 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) (2) 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) (3) 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設) (4) その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) (5) (1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p>
	留意事項	<p>②「新たな広域連携モデル構築事業」及び③「機能連携広域経営推進調査事業」の提案募集は本年4月頃を予定。 ⑧個別の事業ごとに、公募開始予定時期は異なるが、例えば⑧(1)イ、(2)A,Bの間接補助事業にあつては、予算成立後できるだけ早く執行団体から公募を行う予定。 ⑨(平成25年度補正) ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金：終了 (平成26年度当初) ・6次産業化ネットワーク活動交付金：都道府県からの要望調査終了 ・6次産業化ネットワーク活動支援事業：3月4日に公募終了 ⑩本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。 また、平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。 ⑪平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。</p>
	問合せ先	<p>①・②・③・④ (地方中枢拠点都市(圏)) 総務省自治行政局市町村課 (Tel)03-5253-5516 (定住自立圏) 総務省地域力創造グループ地域自立応援課 (Tel)03-5253-5391 ⑤・⑥総務省自治行政局地域振興室 (Tel)03-5253-5533 ⑦(1)・(2)国土交通省都市局公園緑地・景観課 (Tel)03-5253-8419 ⑦(3)国土交通省都市局街路交通施設課 (Tel)03-5253-8415 ⑦(4)国土交通省都市局市街地整備課 (Tel)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課 (Tel)03-5253-8515 ⑧環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室 (Tel)03-5521-8234 ⑨農林水産省食料産業局産業連携課 (Tel)03-6738-6473 ⑩農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 (Tel)03-3502-5946 ⑪農林水産省農村振興局整備部農村整備官 (Tel)03-3501-0814</p>

1 - vi 概要	政策名	低炭素・循環型の都市地域の形成
	目的	低炭素・循環型の都市地域の形成に向け、自治体・民間団体等の取組を支援するもの。都市機能の集約化等による低炭素まちづくりの実現を目指す。
	概要	<p><制度></p> <p>①都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p>○市町村は、人口と建築物が相当程度集中する都市部において、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、エネルギーの効率的な利用、みどりの保全・緑化の推進などによる低炭素まちづくりの促進に関する計画（「低炭素まちづくり計画」）を作成することができる。</p> <p>○低炭素まちづくり計画には、その区域のほか、おおむね以下の事項を記載することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備に関する事項 ・公共交通機関の利用の促進に関する事項 ・化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に関する事項 ・緑地の保全及び緑化の推進に関する事項 <p><予算></p> <p>②地域低炭素投資促進ファンド創設事業</p> <p>一定の採算性・収益性が見込まれるが、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成する。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図り、サブファンドを通じた出資を実施する。これにより、民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。</p> <p>予 算：地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金 （平成26年度当初予算 46億円）</p> <p>基金事業：</p> <p>I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が地域低炭素投資促進ファンドを造成</p> <p>II. 地域低炭素投資促進ファンドからの支援</p> <p>1. 対象事業の要件： 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること。</p> <p>2. 出資先： 対象事業を行う事業者（対象事業者）又は対象事業者に対し出資を行う団体（サブファンド）</p> <p>③先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）</p> <p>地域における戦略的な再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組について、事業化にあたっての設備導入に対して支援するほか、必要に応じてFS調査・事業化計画策定から一貫して支援。</p> <p><対象事業></p> <p>(1)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業</p> <p>ア 自然公園地域における再エネ等導入事業化計画、自然共生型低炭素地域づくり計画（委託）</p> <p>イ 地方公共団体実行に計上された事業等の事業化検討支援（間接補助）</p> <p>ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり（補助）</p> <p>(2)再エネ・省エネ設備導入支援事業（間接補助）</p> <p>A 地方公共団体実行に計上された事業等に係る設備導入等への支援</p> <p>B 自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業</p> <p>ア 自然公園における低炭素地域づくり事業</p> <p>イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援</p> <p><対象者></p> <p>(1)ア：民間団体等，イ：地方公共団体、民間団体等，ウ：地方公共団体、民間団体等</p> <p>(2)A：地方公共団体、民間団体等，B-ア：民間団体，B-イ：地方公共団体、民間団体等</p> <p><補助率等></p> <p>(1)ア 委託</p> <p>イ 間接補助（執行団体を經由、地方公共団体：定額、民間団体等：1/2、いずれも上限1,000万円）</p> <p>ウ 補助（地方公共団体：定額、民間団体等：1/2、いずれも上限1,000万円）</p> <p>(2)A, B-ア, B-イ 間接補助（執行団体を經由、地方公共団体：1/2～2/3、民間団体等：1/2）</p>

<p>1 - vi</p>	<p>概要</p>	<p>④地域バイオマス産業化推進事業</p> <p>(1)事業概要 バイオマス事業化戦略(平成24年9月策定)において、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとされており、本事業ではそのための支援を実施。</p> <p>(2)予算 バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想作りを支援。(平成26年度0.3億円、補助率定額)</p> <p>・地域バイオマス産業化整備事業:バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設を整備。(平成26年度10億円、補助率1/2以内)</p> <p>⑤地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大 地域資源の一つである林地残材等が、年間約2,000万m³発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地域の活性化等を図る。 民間団体等が行う以下の事業に対して補助金を交付する。</p> <p>(1)木質バイオマス利用支援体制構築事業【補助率:定額】</p> <p>(ア)発電・熱供給・熱電併給推進のための調査支援 未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のため、未利用木質バイオマスの効率的利用に向けた現状の諸課題に対し、課題解決に必要な調査・分析を行う。</p> <p>(イ)相談・サポート体制の確立支援 全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置や課題解決に必要な技術者の派遣を支援する等、サポート体制の構築を行う。</p> <p>(2)木質バイオマス加工・利用システム開発等事業【補助率:定額】 未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料や、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良、試験生産、実証プラントの整備等を行う。</p> <p>⑥地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト)</p> <p>(1)事業概要 「地域の元気創造プラン」に基づき、電力の小売自由化による7.5兆円規模の市場の創出を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築する。</p> <p>(予算) ・平成25年度補正6.2億円、平成26年度当初0.4億円 →現在、31団体(10パターン)で予備調査を実施中 →平成26年度にマスタープランを策定</p> <p>⑦コンパクトシティ形成支援事業(平成26年度2.53億円、補助率1/2以内等)</p> <p>(1)事業概要 低炭素まちづくり計画策定を支援するとともに、郊外部の医療、福祉、教育文化施設等の拠点への移転の促進のため、旧建物の除去処分、移転跡地の緑地等整備を支援</p> <p>⑧社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数) 社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。</p> <p>(1)集約都市開発支援事業 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、低炭素まちづくり計画区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援することにより、都市の低炭素化に係る取組を促進する。</p> <p>⑨スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 スマートコミュニティの導入に向けた調査(フィージビリティスタディ)に係る取組に対する補助 ○予算 :スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 (平成25年度予算2.7億円、平成26年度予算2.7億円、定額補助)</p> <p>⑩次世代エネルギー技術実証事業費補助金 スマートコミュニティの構築に向けた実証事業に係る取組のうち、「次世代エネルギー・社会システム実証事業」を補完する技術やアイデアを活用し、技術的・制度的課題を解決するための実証に対する補助 ○予算 :次世代エネルギー技術実証事業費補助金 (平成25年度予算21.8億円、平成26年度予算12.5億円、補助対象経費の1/2以内)</p>
---------------	-----------	---

1 - vi	概要	<p>⑪再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 複数の再生可能エネルギー熱源、蓄熱槽、下水熱・河川等の公共施設を有機・一体的に利用するシステムの構築に向けた案件形成調査事業および実証事業に対する補助。 ○予算：再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 (平成25年度予算27.5億円、平成26年度予算16億円、 案件形成調査調査:定額、実証事業:補助対象経費の1/2)</p>
	留意事項	<p>②・③ 個別の事業ごとに、公募開始予定時期は異なるが、例えば③(1)イ、(2)A,Bの間接補助事業にあつては、予算成立後できるだけ早く執行団体から公募を行う予定。 ④地域バイオマス産業化整備事業を行うためには、バイオマス産業都市に選定されていることが条件。 選定されていない場合は、バイオマス産業都市構想を策定し、選定手続きを取る。 <平成26年度当初予算> 両事業ともに2月21日に公募終了 ⑤(1)については、公募済。(2)については、平成26年3月～5月に公募予定。 ⑨スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金の公募は4月予定。 ⑩次世代エネルギー技術実証事業費補助金の公募は4月予定。 ⑪再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金の公募は4月予定。</p>
	問合せ先	<p>①国土交通省都市局都市計画課 (TEL)03-5253-8409 ②環境省総合環境政策局環境経済課 (TEL)03-5521-8240 ③環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室 (TEL)03-5521-8234 ④農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 (TEL)03-6738-6479 ⑤林野庁林政部木材利用課 (TEL)03-6744-2297 ⑥総務省地域力創造グループ地域政策課(TEL)03-5253-5523 ⑦国土交通省都市局まちづくり推進課 (TEL)03-5253-8407 ⑧国土交通省都市局市街地整備課 (TEL)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課 (TEL)03-5253-8515 ⑨・⑩経済産業省省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室 (TEL)03-3580-2492 ⑪経済産業省省エネルギー・新エネルギー部 政策課 制度審議室 (TEL)03-3580-2492</p>

1 - vii	政策名	教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成
	目的	公立学校における教育の円滑な実施を確保するとともに、高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生を目指す。
	概要	<p><予算></p> <p>①公立学校施設整備費 地方公共団体が行う公立学校施設の整備に要する経費を補助。学校施設の複合化・集約化に資する主な事業は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容: 学校統合による学校の新增築 ・補助率: 1/2 ・対象校: 小中 ○改築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容: 構造上危険な状態にある建物や耐震力不足の建物の建て替え ・補助率: 1/3 (Is値0.3未満は1/2) ・対象校: 幼・小中・中等前期・特支 ○大規模改造(統合) <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容: 学校統合による既存施設の改修 ・補助率: 1/3 ・対象校: 小中 ○地域・学校連携施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容: 学校施設の新增築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・補助率: 1/3 ・対象校: 小中・中等前期・特支 <p>②生涯学習を通じた高齢者の地域づくり参画促進事業 高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議会を開催。等</p>
	留意事項	
問合せ先	<p>①文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 (TEL):03-6734-2000</p> <p>②文部科学省生涯学習政策局社会教育課 (TEL)03-6734-3080</p>	

	政策名	地場産業振興・生活機能確保
	目的	地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買物支援といった日常生活機能の確保等の総合的な取組を支援することを目的とする。
2 - i	概要	<p><予算></p> <p>①過疎集落等自立再生対策事業 住民主導で実施する集落の維持及び活性化に資する事業を支援 (平成25年度補正13億円、平成26年度5億円、交付額:1事業当たり1,000万円以内) (事業例) ・農業体験交流の実施 ・地元産品を活用した新商品の開発 ・地元産品直売所の設置 ・交通手段の確保 ・地場産品の全国展開支援 ・日用品の買物支援 ・高齢者サロンの開設 ・鳥獣害対策 等</p> <p>②小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業 地域の資源を活用し、1)小規模事業者等が連携して行う世界に通用するブランド確立のための海外販路開拓等の取組や、2)小規模事業者等が地域資源活用促進法に基づき行う商品開発等の取組を支援する。</p> <p>③6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等の支援を行うとともに、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対して出資等による支援を実施。 (1)6次産業化ネットワーク活動整備交付金 (平成25年度補正19.8億円、補助率1/2以内等) (2)6次産業化ネットワーク活動交付金 (平成26年度21.3億円、補助率1/2以内等) (3)6次産業化ネットワーク活動支援事業 (平成26年度2.2億円、補助率1/2以内等) (4)農林漁業成長産業化ファンドの本格展開 (平成26年度150億円(財投資金))</p> <p>④農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。 具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。 (1)定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) (2)定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) (3)農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学习施設) (4)その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) (5)(1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p>
	留意事項	<p>③(平成25年度補正) ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金 : 終了 (平成26年度当初) ・6次産業化ネットワーク活動交付金:都道府県からの要望調査終了 ・6次産業化ネットワーク活動支援事業:3月4日に公募終了</p> <p>④平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。</p>
	問合せ先	<p>①総務省地域力創造グループ過疎対策室 (TEL)03-5253-5536 ②経済産業省中小企業庁経営支援部新事業促進課 (TEL)03-3501-1767 ③農林水産省食料産業局産業連携課 (TEL)03-6738-6473 ④農林水産省農村振興局整備部農村整備官 (TEL)03-3501-0814</p>

2-ii	政策名	「小さな拠点」形成
	目的	小学校区など複数の集落が散在する地域において、「小さな拠点」づくりを通じ、持続可能な集落地域づくりを推進する。
	概要	<p><予算></p> <p>①「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成(平成26年度 0.75億円)</p> <p>(1) 予算事業の内容 人口減少や高齢化が進む集落地域において、商店・診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」の形成に向けた合意形成・プランづくりを進めるに当たり生じる課題及びその解決手法を調査・分析するためのモニター調査を予定しており、その調査の中で「小さな拠点」づくりを主体的に進める集落地域に根ざした地域団体に対し、調査に必要な経費を支出</p> <p>(2) 支援内容 上記モニター調査を実施するに当たり生じる経費(例えば、地域住民の意向を把握するためのアンケート印刷費・郵送費、プラン検討会の開催費などの実費)を事業費から支出。 (限度額: 1地域当たり300万円程度、調査地域数: 15地域)</p> <p>②集落活性化推進事業(平成26年度 3.1億円) 人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、定住人口及び交流人口の流出抑制を目的として、市町村等が廃校舎等の既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業について補助(補助率1/2以内)。 また平成26年度において、「小さな拠点」づくりの計画等を策定している集落で実施する場合には、事業の対象範囲を拡大。</p> <p>③「道の駅」の多様な機能の強化</p> <p>(1) 「道の駅」の概要 ・「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供並びに地域の振興に寄与することを目的としている。 ・「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持ち、基本コンセプトは「地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場」となっている。 また、大規模災害時には防災機能が発現。 ・「道の駅」の設置者は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体 ・「道の駅」の登録は、市町村長等からの登録申請により、国土交通省で登録 ・「道の駅」の整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類 ・「道の駅」の機能と施設の関係は以下のとおり。 【休憩機能】 24時間無料で利用できる駐車場、トイレ 【情報提供機能】 情報提供施設 【地域振興機能】 地域の連携機能: 文化教養施設、観光レクリエーション施設等</p> <p>(2) 予算事業の概要 ・道路施設等は社会資本整備総合交付金等が使用可能。 ・対象: 道路施設等(駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設、防災機能を有する施設)</p> <p>④過疎地域集落再編整備事業 ・定住促進団地整備事業 ・定住促進空き家活用事業 ・集落等移転事業 ・季節居住団地整備事業 (平成26年度1.2億円、交付率: 1/2以内)</p> <p>⑤過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、地域間交流施設等を整備する際に要する経費に対して補助 (平成26年度0.8億円、交付率: 1/3以内)</p>

2-ii	概要	<p>⑥都市農村共生・対流総合対策交付金</p> <p>集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。</p> <p>子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援</p> <p><事業メニュー></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 集落連携推進対策:農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 2. 人材活用対策:地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援 3. 施設等整備対策:活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援 <p>【各省連携プロジェクト】</p> <p>○子ども農山漁村交流プロジェクト 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援。</p> <p>○「農」と福祉の連携プロジェクト 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援。</p> <p>○空き家・廃校等活用交流プロジェクト 農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。</p> <p>⑦農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</p> <p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。</p> <p>具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) (2) 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) (3) 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設) (4) その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) (5) (1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))
	留意事項	<p>①「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成 手続きスケジュール(予定)</p> <p>6～7月頃 モニター調査地域の公募 7～8月頃 モニター調査地域の決定 8～2月頃 モニター調査の実施</p> <p>②集落活性化推進事業</p> <p>9～11月 市町村等の要望確認 12～1月 事業構想調書の提出 1～2月 事業評価 3～4月 交付内示</p> <p>⑥本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。 また、平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。</p> <p>⑦平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。</p>
	問合せ先	<p>①国土交通省国土政策局総合計画課 (TEL)03-5253-8365 ②国土交通省国土政策局地方振興課 (TEL)03-5253-8403 ③国土交通省道路局 国道・防災課 (TEL)03-5253-8493 ④・⑤総務省地域力創造グループ過疎対策室 (TEL)03-5253-5536 ⑥農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 (TEL)03-3502-5946 ⑦農林水産省農村振興局整備部農村整備官 (TEL)03-3501-0814</p>

2-iii	政策名	都市と農村の交流
	目的	農山漁村での様々な体験を通じた子どもたちの生きる力の育成するとともに、都市と農山漁村の交流を創出することによる農山漁村地域の再生や活性化を図る。
	概要	<p><予算></p> <p>①都市農村共生・対流総合対策交付金 集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。 子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援。</p> <p><事業メニュー></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 集落連携推進対策：農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 2. 人材活用対策：地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援 3. 施設等整備対策：活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援 <p>【各省連携プロジェクト】</p> <p>○子ども農山漁村交流プロジェクト 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援。</p> <p>○「農」と福祉の連携プロジェクト 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援。</p> <p>○空き家・廃校等活用交流プロジェクト 農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。</p> <p>②「農」のある暮らしづくり交付金 都会で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望が拡大しています。また、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズも高まっている。 このような要請に応えるため、関係省庁と連携して、交流農園等の整備や福祉農園の拡大・定着を進めていく。</p> <p><事業メニュー></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「農」のある暮らしづくり推進対策 都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援 2. 「農」のある暮らしづくり整備対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民が多様な目的で「農」と関わるための施設 (交流農園、福祉農園、教育農園等) (2) 地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設 (3) 「農」の持つ公益的機能を維持促進するための施設 等について、その整備に要する経費を支援 <p>【各省連携プロジェクト】</p> <p>○「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト 「農」のある暮らしを楽しみたいという都市住民のニーズに応え、円卓会議等での住民参加による計画策定と、当該計画に基づく交流農園、農産物直売所等の整備を支援</p> <p>○「農」と福祉の連携プロジェクト 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援</p>

2-iii	概要	<p>③農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。 具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。</p> <p>(1) 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)</p> <p>(2) 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設)</p> <p>(3) 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)</p> <p>(4) その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設)</p> <p>(5) (1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p> <p>④森林・山村多面的機能発揮対策 地域住民、森林所有者、林業者、NPO、民間団体等が設立する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全管理や広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。</p> <p>1年度での支援内容及び交付単価及び上限は次のとおり。</p> <p>(1)【地域環境保全タイプ】 ・うち、里山林保全タイプ(16万円/ha) ・うち、侵入竹・竹林整備(38万円/ha) 集落周辺の里山林を維持するための保全・整備活動に対する支援</p> <p>(2)【森林資源利用タイプ】(16万円/ha) 集落周辺の里山に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動に対する支援</p> <p>(3)【森林空間利用タイプ】(5万円/回、上限12回) 森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等に対する支援</p> <p>(4)【機材及び資材の整備】(購入額の1/2以内) 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプの取組に必要な資機材に対する支援 ※1活動組織当たり、上限500万円。</p>
	留意事項	<p>①・② 本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。 また、平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。</p> <p>③平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。</p> <p>④森林・山村多面的機能発揮対策交付金の1回目の公募は3月～4月を目処に実施。 時期及び第2回目の実施については各都道府県の地域協議会が定める。</p>
	問合せ先	<p>①・②農林水産省農村振興局農村政策部農村交流課 (Tel)03-3502-0033 ③農林水産省農村振興局整備部農村整備官 (Tel)03-3501-0814 ④林野庁森林整備部森林利用課 (Tel)03-3502-0048</p>

2-iv	政策名	医療体制の確保、地域包括ケア等
	目的	<p>今後の高齢化を見据えながら、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会を構築する。また、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築し、医療の総合的な確保を促進するとともに、山間部や離島などのへき地における、地域住民に対する医療提供体制の確保を図る。あわせて高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らせるスマートウェルネス住宅・シティの実現を推進する。また情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保する。</p>
	概要	<p><制度> ①介護保険法改正案 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の実情や特性に応じて構築するために、地域支援事業の充実を行う。 ○改正概要 ・生活支援サービスの充実・強化 ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が提供する多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを行えるよう、「生活支援サービスコーディネーター」の配置等を行う。 ・地域ケア会議の推進 個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築や基盤整備につなげるなど、実効性のあるものとして定着・普及させる。 ・認知症施策の推進 認知症の初期段階から対応すべく、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員等設置事業及び認知症ケア向上推進事業を実施する。 ・在宅医療・介護連携の推進 市町村が主体となり、地区医師会等と連携しつつ、在宅医療・介護連携の推進に取り組む。</p> <p>○予算：地域支援事業交付金（平成26年度642億円） ※全市町村で実施。</p> <p>②地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の改正 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の改正による、新地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設することとしている。具体的には、各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業を実施することとしている。 ※平成26年度においては、都道府県に総額904億円の基金を設け、 (1)病床の機能分化・連携、 (2)在宅医療の推進、 (3)医療従事者等の確保・養成 に係る事業について、都道府県が市町村や地域の医療関係者と十分に協議・調整を行った上で、地域の実情に応じて活用できるようにする。</p> <p><予算> ③へき地の医療提供体制の確保に係る財政支援 巡回診療等の医療支援を行うへき地医療拠点病院やへき地において医療を提供するへき地診療所等に対する運営費及び施設・設備整備費の支援を行う。</p> <p>○へき地保健医療対策費 へき地医療拠点病院、へき地診療所等の運営に対する財政支援 ○医療施設等施設整備費 へき地医療拠点病院、へき地診療所等の施設整備に対する財政支援 ○医療施設等設備整備費 へき地医療拠点病院、へき地診療所等の医療機器などの設備整備に対する財政支援</p>

2-iv	概要	<p>④地域医療の充実のための遠隔医療補助に係る財政支援 情報通信機器を活用して病理画像、X線画像、動画等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。 また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。</p> <p>○医療施設等設備整備費 地域医療充実のための遠隔医療設備に対する財政支援</p> <p>⑤社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数) (1)公営住宅整備事業等 高齢者も含めた低額所得者に対し公営住宅を供給する場合、整備費や家賃低廉化助成に対して、国が地方公共団体に対して補助を行う。</p> <p>⑥スマートウェルネス住宅等推進事業(平成26年度政府予算340億円) (1)サービス付き高齢者向け住宅整備事業 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。 (2)スマートウェルネス拠点整備事業 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組みに関する計画(スマートウェルネス計画)に基づき、住宅団地等における併設施設の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。 (3)スマートウェルネス住宅等推進モデル事業 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。</p>
	留意事項	<p>①・② 平成26年通常国会に提出した「医療介護総合確保推進法」の成立が前提。 新たな財政支援制度については医療を対象として平成26年度から実施し、介護については平成27年度から実施。</p> <p>③・④ へき地保健医療対策費、医療施設等施設整備費及び医療施設等設備整備費については、都道府県を通じ、各医療機関へ補助する仕組み</p> <p>⑤スマートウェルネス住宅等推進事業の募集は4月予定。</p>
	問合せ先	<p>①・②・③ 厚生労働省老健局高齢者支援課 (TEL)03-3595-2888 厚生労働省老健局振興課 (TEL)03-3595-2889 厚生労働省医政局指導課 (TEL)03-3595-2194</p> <p>④厚生労働省医政局研究開発振興課医療技術情報推進室 (TEL)03-3595-3412</p> <p>⑤国土交通省住宅局住宅総合整備課 (TEL)03-5253-8506 ⑥国土交通省住宅局安心居住推進課 (TEL)03-5253-8952</p>

2 - v	政策名	生活交通・情報通信の確保・維持
	目的	公共交通空白地域への新たなサービスの導入等生活交通の確保・維持を行うとともに、環境性能に優れた自動車により持続可能な地域交通の確保に貢献することを目指す。また、自治体等による自発的な歩行者移動支援サービスの導入を支援し、サービスの普及を推進する。
	概要	<p><制度></p> <p>①地域公共交通活性化再生法改正案 (1)改正事項の概要 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成 ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成 ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例(計画の維持を困難とするような行為の防止、事業が実施されない場合の勧告・命令等)等について定める。 <p><予算等></p> <p>②地域公共交通確保維持改善事業(平成26年度306億円、補助率1/2以内等)</p> <p>(1)地域の特性に応じた生活交通の確保維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行 ・離島航路・航空路の運航 ・バス車両の更新等 <p>(2)快適で安全な公共交通の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入等 ・ICカードの導入・活用等 ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等 <p>(3)公共交通の充実を図るための計画策定等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者間の適切な役割分担と合意の下で地域公共交通の充実を図るための新たな計画の策定に資する調査等 ・バスからデマンドタクシーへの転換等の生活交通の確保等に係る地域の合意形成に資する調査 ・公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進 <p>③地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進(平成26年度3.1億円、補助率1/2等)</p> <p>(1) 予算事業の概要 ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通事業のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や事業者による電気自動車の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。</p> <p>(2)支援内容 <電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)の導入補助> バス・タクシー・トラック:車両本体価格の1/2・1/3 <充電施設の導入補助> バス・タクシー・トラック:導入費用の1/2・1/3</p> <p>④超小型モビリティの導入促進(平成26年度2.0億円、補助率1/2等)</p> <p>(1)予算事業の概要 超小型モビリティは、交通の省エネルギー化とともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。その普及の前提となる関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組を重点的に支援。</p> <p>(2)支援内容 <超小型モビリティの導入> 補助率:車両本体価格の1/2(民間事業者等にあっては1/3) <事業計画の立案> 補助率:事業計画立案費用の1/2(民間事業者等にあっては1/3) <導入効果検証の実施> 補助率:導入効果検証費用の1/2(民間事業者等にあっては1/3)</p>

2 - v	概要	<p>⑤ 歩行者移動支援の普及・活用の推進</p> <p>(1) 施策の概要 ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、導入の方向性や効率的な維持更新等の課題について検討し、自治体等が容易に導入の検討を行うためのガイドラインの作成を進めるとともにサービスに必要なアプリ、データを提供し、自治体等によるサービス導入に資する。</p> <p>(2) 具体的な支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス ・サービス構築に必要な場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供 <p>⑥ 携帯電話等エリア整備事業</p> <p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付する。</p> <p>ア 事業主体: 地方自治体(市町村) ← 基地局施設 無線通信事業者 ← 伝送路施設</p> <p>イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)</p> <p>ウ 補助対象: 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等) 伝送路費用(※中継回線事業者の設備の10年間の使用料)</p> <p>エ 負担割合: 100世帯未満 国2/3、 100世帯以上 国1/2</p> <p>オ 予算: 平成26年度 15億円</p> <p>⑦ 情報通信利用環境整備推進事業</p> <p>医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体に対し、事業費の一部を支援する。</p> <p>ア 事業主体: 市町村又はその連携主体</p> <p>イ 対象地域: 条件不利地域(過疎、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)を含む地域</p> <p>ウ 補助対象: 公共分野における利活用を前提とした超高速ブロードバンドサービスの提供に必要な施設及び設備</p> <p>エ 補助率: 1/3(離島に係る事業にあつては2/3)</p> <p>オ 予算: 平成26年度予定額 5.1億円</p>
	留意事項	<p>① 地域公共交通活性化再生法改正法案を第186回国会に提出中。</p> <p>⑤ 歩行者移動支援の普及・活用の推進については国が所有するアプリやデータの使用許諾が必要。</p> <p>⑥ 補助金の申請は随時。</p> <p>⑦ 情報通信利用環境整備推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間は平成23年度～平成27年度の5か年を予定している。 ・公共分野における利活用を前提とした下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンドサービスを提供するための施設及び設備を整備する事業であること。 ・超高速ブロードバンドサービスの提供開始から2年後を目途に整備対象世帯数の半数以上の加入が見込まれること。
	問合せ先	<p>①・② 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 (TEL)03-5253-8275</p> <p>③・④ 国土交通省自動車局環境政策課 (TEL)03-5253-8604</p> <p>⑤ 国土交通省総合政策局総務課政策企画官(総合交通体系担当)(併)政策統括官付 (TEL)03-5253-8794</p> <p>⑥ 総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 (TEL)03-5253-5894</p> <p>⑦ 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 高度通信網振興課 (TEL)03-5253-5867</p>

2- vi	政策名	低炭素・循環型都市形成
	目的	低炭素・循環型の都市地域の形成に向け、自治体・民間団体等の取組を支援するもの。
	概要	<p><予算></p> <p>①地域低炭素投資促進ファンド創設事業</p> <p>一定の採算性・収益性が見込まれるが、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成する。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図り、サブファンドを通じた出資を実施する。これにより、民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。</p> <p>・予算：地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金 (平成26年度当初予算 46億円)</p> <p>・基金事業：</p> <p>I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が地域低炭素投資促進ファンドを造成</p> <p>II. 地域低炭素投資促進ファンドからの支援</p> <p>1. 対象事業の要件： 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること。</p> <p>2. 出資先： 対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)。</p> <p>②先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (グリーンプラン・パートナーシップ事業)</p> <p>地域における戦略的な再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組について、事業化にあたっての設備導入に対して支援するほか、必要に応じてFS調査・事業化計画策定から一貫して支援。</p> <p><対象事業></p> <p>(1)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業</p> <p>ア 自然公園地域における再エネ等導入事業化計画、自然共生型低炭素地域づくり計画(委託)</p> <p>イ 地方公共団体実行に計上された事業等の事業化検討支援(間接補助)</p> <p>ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり(補助)</p> <p>(2)再エネ・省エネ設備導入支援事業(間接補助)</p> <p>A 地方公共団体実行に計上された事業等に係る設備導入等への支援</p> <p>B 自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業</p> <p>ア 自然公園における低炭素地域づくり事業</p> <p>イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援</p> <p><対象者></p> <p>(1)ア:民間団体等, イ:地方公共団体、民間団体等, ウ:地方公共団体、民間団体等</p> <p>(2)A:地方公共団体、民間団体等, B-ア:民間団体, B-イ:地方公共団体、民間団体等</p> <p><補助率等></p> <p>(1)ア 委託</p> <p>イ 間接補助(執行団体を經由、地方公共団体:定額、民間団体等:1/2、いずれも上限1,000万円)</p> <p>ウ 補助(地方公共団体:定額、民間団体等:1/2、いずれも上限1,000万円)</p> <p>(2)A, B-ア, B-イ 間接補助 (執行団体を經由、地方公共団体:1/2~2/3, 民間団体等:1/2)</p>

<p>2- vi</p> <p>概要</p>	<p>③地域バイオマス産業化推進事業</p> <p>(1)事業概要 バイオマス事業化戦略(平成24年9月策定)において、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとされており、本事業ではそのための支援を実施。</p> <p>(2)予算 バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想作りを支援。 (平成26年度0.3億円、補助率定額) ・地域バイオマス産業化整備事業:バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設を整備。 (平成26年度10億円、補助率1/2以内)</p> <p>④農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業</p> <p>1. 事業概要 農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組みについて、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援。</p> <p>(1)地域における活動への支援 発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組(30地区を予定)</p> <p>(2)ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催 発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築する取組を支援。</p> <p>2. 予算 (平成26年度2億円、補助率:定額)</p> <p>⑤ 地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大 地域資源の一つである林地残材等が、年間約2,000万m³発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地域の活性化等を図る。 民間団体等が行う以下の事業に対して補助金を交付する。</p> <p>(1) 木質バイオマス利用支援体制構築事業【補助率:定額】</p> <p>(ア) 発電・熱供給・熱電併給推進のための調査支援 未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のため、未利用木質バイオマスの効率的利用に向けた現状の諸課題に対し、課題解決に必要な調査・分析を行う。</p> <p>(イ) 相談・サポート体制の確立支援 全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置や課題解決に必要な技術者の派遣を支援する等、サポート体制の構築を行う。</p> <p>(2) 木質バイオマス加工・利用システム開発等事業【補助率:定額】 未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料や、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良、試験生産、実証プラントの整備等を行う。</p>
------------------------	---

2 - vi	概要	<p>⑥地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト)</p> <p>(1)事業概要 「地域の元気創造プラン」に基づき、電力の小売自由化による7.5兆円規模の市場の創出を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築する。 (予算) ・平成25年度補正6.2億円、平成26年度当初0.4億円 →現在、31団体(10パターン)で予備調査を実施中 →平成26年度にマスタープランを策定</p> <p>⑦スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 スマートコミュニティの導入に向けた調査(フィージビリティスタディ)に係る取組に対する補助 ○予算 :スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 (平成25年度予算2.7億円、平成26年度予算2.7億円、定額補助)</p> <p>⑧次世代エネルギー技術実証事業費補助金 スマートコミュニティの構築に向けた実証事業に係る取組のうち、「次世代エネルギー・社会システム実証事業」を補完する技術やアイデアを活用し、技術的・制度的課題を解決するための実証に対する補助 ○予算 :次世代エネルギー技術実証事業費補助金 (平成25年度予算21.8億円、平成26年度予算12.5億円、補助対象経費の1/2以内)</p> <p>⑨再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 複数の再生可能エネルギー熱源、蓄熱槽、下水熱・河川等の公共施設を有機・一体的に利用するシステムの構築に向けた案件形成調査事業および実証事業に対する補助。 ○予算 :再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 (平成25年度予算27.5億円、平成26年度予算16億円、案件形成調査調査:定額、実証事業:補助対象経費の1/2)</p>
	留意事項	<p>①・② 個別の事業ごとに、公募開始予定時期は異なるが、例えば【1】(1)イ、(2)①,②の間接補助事業にあつては、予算成立後できるだけ早く執行団体から公募を行う予定。</p> <p>③地域バイオマス産業化整備事業を行うためには、バイオマス産業都市に選定されていることが条件。選定されていない場合は、バイオマス産業都市構想を策定し、選定手続きを取る。 <平成26年度当初予算> 両事業ともに2月21日に公募終了。</p> <p>④(1)のうちH25年度からの継続分及び(2)については、公募終了。 (1)のうちH26年度からの新規分については、4月から公募開始予定。</p> <p>⑤(1)については、公募済。(2)については、平成26年3月～5月に公募予定。</p> <p>⑦スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金の公募は4月予定。</p> <p>⑧次世代エネルギー技術実証事業費補助金の公募は4月予定。</p> <p>⑨再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金の公募は4月予定。</p>
	問合せ先	<p>①環境省総合環境政策局環境経済課 (TEL)03-5521-8240</p> <p>②環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室 (TEL)03-5521-8234</p> <p>③農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 (TEL)03-6738-6479</p> <p>④農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ (TEL)03-6744-1507</p> <p>⑤林野庁林政部木材利用課 (TEL)03-6744-2297</p> <p>⑥総務省地域力創造グループ地域政策課(TEL)03-5253-5523</p> <p>⑦・⑧経済産業省省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室 (TEL)03-3580-2492</p> <p>⑨経済産業省省エネルギー・新エネルギー部 政策課 制度審議室 (TEL)03-3580-2492</p>

2 - vii	政策名	地域活動の担い手支援
	目的	地域おこし協力隊による地域力の維持・強化や、集落支援員による過疎地域等における集落対策推進を行い、福祉・教育・観光と等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進するため、重点対策として各省庁連携プロジェクトを実施する。
	概要	<p><予算></p> <p>①都市住民を受け入れて、地域おこしの活動支援(地域おこし協力隊) 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地域に住み込んで「地域協力活動」を実施。</p> <p>②集落対策のノウハウ等を有した人材の活動支援(集落支援員) 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。</p> <p>③都市農村共生・対流総合対策交付金 集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。 子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光と等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援。</p> <p><事業メニュー></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 集落連携推進対策: 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 2. 人材活用対策(新・田舎で働き隊!): 地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援 3. 施設等整備対策: 活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援 <p>【各省連携プロジェクト】</p> <p>○子ども農山漁村交流プロジェクト 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援。</p> <p>○「農」と福祉の連携プロジェクト 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援。</p> <p>○空き家・廃校等活用交流プロジェクト 農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。</p>
	留意事項	③本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。また、平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。
問合せ先	<p>①・②総務省地域力創造グループ自立応援課 (TEL) 03-5253-5394</p> <p>③農林水産省都市農村交流課 (TEL) 03-3502-5946</p>	

2－viii	政策名	教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成
	目的	公立学校における教育の円滑な実施の確保するとともに、高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生を目指す。
	概要	<p><予算></p> <p>①公立学校施設整備費 地方公共団体が行う公立学校施設の整備に要する経費を補助。 学校施設の複合化・集約化に資する主な事業は次のとおり。 (「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定に基づく過疎地域をいう。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容:学校統合による学校の新增築 ・補助率:過疎地域は5.5/10(原則1/2) ・対象校:小中 ○改築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容:構造上危険な状態にある建物や耐震力不足の建物の建て替え ・補助率:過疎地域は5.5/10(原則1/3) ・対象校:幼・小中・中等前期・特支(嵩上げ措置は小中のみ) ○大規模改造(統合) <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容:学校統合による既存施設の改修 ・補助率:1/3 ・対象校:小中 ○地域・学校連携施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・補助率:1/3 ・対象校:小中・中等前期・特支 <p>②生涯学習を通じた高齢者の地域づくり参画促進事業 高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議会を開催。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
	留意事項	
	問合せ先	<p>①文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 (Tel):03-6734-2000</p> <p>②文部科学省生涯学習政策局社会教育課 (Tel)03-6734-3080</p>

3-i	政策名	地方公共団体支援施策
	目的	「地域の元気創造プラン」の推進により、地域活性化に取り組む市町村を支援し、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。
	概要	<p><予算></p> <p>①「地域の元気創造プラン」の推進 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」の強力な推進により、地域で人・モノ・カネを動かし、地域経済の好循環を実現する。</p> <p>(1)地域経済循環創造事業交付金 (平成25年度補正30億円、平成26年度15億円) →地域の資源と資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進。民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資経費等に対して、地方公共団体が助成する経費について、「地域経済循環創造事業交付金」を交付する。</p> <p>(2)分散型エネルギーインフラプロジェクト (平成25年度補正6.2億円、平成26年度当初0.4億円) →電力の小売自由化による7.5兆円規模の市場の創出を踏まえ、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築し、地域独自のエネルギー事業を地域経済活性化の起爆剤にするもの。 →現在、31団体(10パターン)で予備調査中。 →平成26年度に、自治体のマスタープラン策定を支援。</p> <p>(3)公共クラウド (平成25年度補正2.0億円、平成26年度当初0.5億円) →自治体の観光や産業支援等に関するデータを一元的にオープン化し、民間に提供することで、民間サービスの創出を促進。 →平成26年度に実運用を開始。</p> <p>(4)機能連携広域経営型 (平成26年度当初1.0億円) →市町村域を越えた圏域で、産学金官民が連携し、人・モノ・金等の流れを生み出す先進的事業を推進。 →圏域の活性化を図るため、数値目標を設定した計画に基づき、拠点等の整備・運営等を行う事業を支援。</p>
	留意事項	
問合せ先	①総務省地域力創造グループ地域政策課 (TEL)03-5253-5523	

3-ii	政策名	農林漁業振興施策
	目的	地域資源の活用や、6次産業化、農商工連携、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するための革新的技術の創造を支援することにより、農林漁業の振興を図る。
	概要	<p><予算></p> <p>①地域資源活用ネットワーク構築事業 (1)地域資源活用ネットワーク構築事業(定額) 地域の様々な関係者によるネットワークを形成し、専門家派遣、研究会開催、セミナー開催等を実施することで、地域資源を活用した新たなビジネスモデルを協議、構築することに対する補助。 補助対象経費:事務局人件費、会議費用、専門家謝金・旅費 等</p> <p>(2)試行的事業(3分の2補助) 前項による協議を踏まえ、新商品、新サービスの試作、試行、販路開拓等を行うなど、新たなビジネスモデルの試行的な取組に対する補助。 補助対象経費:事務局人件費、試作品作成費 等</p> <p>②地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル) 地域の資源と資金を活用した「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開により、地域で人・モノ・カネを動かし、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。 ○「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産・学・金・官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進する。 ・地域経済循環創造事業交付金 (平成25年度補正30億円、平成26年度当初15億円)</p> <p>③6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等の支援を行うとともに、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対して出資等による支援を実施。 (1)6次産業化ネットワーク活動整備交付金 (平成25年度補正19.8億円、補助率1/2以内等) (2)6次産業化ネットワーク活動交付金 (平成26年度21.3億円、補助率1/2以内等) (3)6次産業化ネットワーク活動支援事業 (平成26年度2.2億円、補助率1/2以内等) (4)農林漁業成長産業化ファンドの本格展開 (平成26年度150億円(財投資金))</p> <p>④日本食・食文化魅力発信プロジェクト 地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図る「食のモデル地域」における、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を支援。(補助率2分の1(上限500万円)) 【補助内容】事業実施主体(食のモデル地域実行協議会)の主たる農林水産物を中心とした地域食材の利用促進に向けた、協議会の合意形成、事業企画・検討・運営、現状調査、総合的なマーケティング、開発・研究等創造活動、販路開拓・購買促進、地域人材・後継者等育成、取組手法・効果の取りまとめ。</p>

<p>3-ii</p>	<p>概要</p>	<p>⑤農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 農林水産・食品分野の成長産業化に必要な研究開発を、基礎から実用化まで継ぎ目なく支援。 (1)シーズ創出ステージ(研究期間:原則3年以内) 産学の研究機関からの独創的な発想から、将来、アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する研究開発を推進。 研究費:Aタイプ 50百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年 (2)発展融合ステージ (ア)産学機関結集型(研究期間:原則3年以内) 産学の研究機関が結集し、発展的な応用研究を推進。 (イ)研究人材交流型(研究期間:原則3年以内) 農林水産・食品分野の研究機関と異業種の研究機関の間で研究者の派遣・交流等によって、発展的な応用研究を推進。 第1段階(フェーズⅠ)である1年目の研究の結果に基づき、第2段階(フェーズⅡ)の研究へ移行する多段階選抜方式を導入。産学機関結集型・研究人材交流型共通。 研究費:Aタイプ フェーズⅠ:5百万円以内/年 フェーズⅡ:50百万円以内/年 Bタイプ フェーズⅠ:5百万円以内/年 フェーズⅡ:10百万円以内/年 (3)実用技術開発ステージ (ア)現場ニーズ対応型(研究期間:原則3年以内) 実用化に向けた出口(研究成果)を明確化した技術開発を推進。 研究費:Aタイプ 30百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年 (イ)重要施策対応型(研究期間:原則3年以内) 総合特区、地域イノベーション戦略推進地域に対応した技術開発を推進。 研究費:20百万円以内/年 (ウ)育種対応型(研究期間:原則5年以内) 研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、農産物の「強み」を生み出す品種育成を推進。 研究費:Aタイプ 20百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年</p> <p>⑥革新的技術創造促進事業 農林水産業・産業界の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するために必要な研究開発を支援。 革新的技術創造促進事業(平成26年度予算10億円) (平成25年度補正「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」100億円の内数) (1)民間活力を活用した事業化の促進(事業化促進研究) 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。(定額、研究期間終了後、成功の場合は、委託費総額の100%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済) (2)異分野と連携した研究開発(異分野融合研究) 技術シーズ等の情報提供の場を設置し、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。(定額)</p> <p>⑦地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大 地域資源の一つである林地残材等が、年間約2,000万m³発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地域の活性化等を図る。 民間団体等が行う以下の事業に対して補助金を交付する。 (1)木質バイオマス利用支援体制構築事業【補助率:定額】 (ア)発電・熱供給・熱電併給推進のための調査支援 未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のため、未利用木質バイオマスの効率的利用に向けた現状の諸課題に対し、課題解決に必要な調査・分析を行う。 (イ)相談・サポート体制の確立支援 全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置や課題解決に必要な技術者の派遣を支援する等、サポート体制の構築を行う。 (2)木質バイオマス加工・利用システム開発等事業【補助率:定額】 未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料や、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良、試験生産、実証プラントの整備等を行う。</p>
-------------	-----------	---

3-ii	概要	<p>⑧森林・山村多面的機能発揮対策 地域住民、森林所有者、林業者、NPO、民間団体等が設立する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全。 管理や広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。</p> <p>1年度での支援内容及び交付単価及び上限は次のとおり。 (1)【地域環境保全タイプ】 ・うち、里山林保全タイプ(16万円/ha) ・うち、侵入竹・竹林整備(38万円/ha) 集落周辺の里山林を維持するための保全・整備活動に対する支援 (2)【森林資源利用タイプ】(16万円/ha) 集落周辺の里山に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動に対する支援 (3)【森林空間利用タイプ】(5万円/回、上限12回) 森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等に対する支援 (4)【機材及び資材の整備】(購入額の1/2以内) 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプの取組に必要な資機材に対する支援 ※1活動組織当たり、上限500万円。</p> <p>⑨強い水産業づくり交付金(産地水産業強化支援事業) 産地における所得の向上、6次産業化等の取組を支援し、水産物の安定供給、水産業の健全な発展を図る。 漁村において、漁業者団体、市町村等からなる協議会が「産地水産業強化計画」を策定し、その計画に基づいて実施する所得の向上、6次産業化等に資する取組や計画実現のために必要となる施設整備について、支援を実施。 (平成26年度32億円、交付率1/2以内等)</p> <p>⑩「浜の活力再生プラン」策定推進事業 各漁村の実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた浜の活力再生プランの策定に対する支援を行う。市町村、水産業協同組合からなる地域水産業再生委員会が、自らの漁村地域の活性化を図るための浜の活力再生プラン策定にあたって必要となる取組に対して支援を実施。 (平成25年度補正1.5億円、平成26年度0.5億円、助成額は1プランあたり50万円まで定額)</p>
	留意事項	<p>①「地域資源活用ネットワーク構築事業」の公募は4月予定 ③(平成25年度補正) ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金 : 終了 (平成26年度当初) ・6次産業化ネットワーク活動交付金:都道府県からの要望調査終了 ・6次産業化ネットワーク活動支援事業:3月4日に公募終了 ④平成26年度分の食のモデル地域の公募は、以下を予定。 【農畜産物】※1次又は2次公募で、当該補助事業の財源に達した場合、その時点で公募中止。 1次公募締切 3月14日(金) 2次公募締切 5月26日(月) ※ 3次公募締切 7月28日(月) ※ 【特用林産物】 締切2月27日(公募終了) ※追加公募を3月下旬から開始予定 【水産物】 締切3月3日(公募終了) ※追加公募を5月に実施予定 ⑤平成26年度より新規に実施する研究課題の公募は終了。 ⑥事業実施主体である(独)農業・食品産業技術総合研究機構からの公募は3~4月予定。 ⑦(1)については、公募済。(2)については、平成26年3月~5月に公募予定。 ⑧森林・山村多面的機能発揮対策交付金の1回目の公募は3月~4月を目処に実施。 時期及び第2回目の実施については各都道府県の地域協議会が定める。 ⑨第1次公募は終了。(1/8~2/5) 第2次公募は5、6月頃に実施予定。 ⑩都道府県を通じた事業実施計画書の申請により、水産庁長官が承認した場合に事業が実施できる。</p>
	問合せ先	<p>①経済産業省地域新産業戦略室 (TEL)03-3501-8794 ②総務省地域力創造グループ地域政策課 (TEL)03-5253-5523 ③農林水産省食料産業局産業連携課 (TEL)03-6738-6473 ④農林水産省生産局農産部穀物課 (TEL)03-3502-7950 ⑤農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 (TEL)03-6744-7044 ⑥農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 (TEL)03-3502-5530 ⑦林野庁林政部木材利用課 (TEL)03-6744-2297 ⑧林野庁森林整備部森林利用課 (TEL)03-3502-0048 ⑨水産庁防災漁村課 (TEL)03-6744-2391 ⑩水産庁防災漁村課 (TEL)03-6744-2392</p>

3-iii	政策名	商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策
	目的	地域資源の活用や新産業創出の支援、中小企業・小規模事業者への支援等を通じて、商工業・中小企業等の振興を図る。
	概要	<p><制度></p> <p>①株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正</p> <p>(1)地域において事業再生を支援するファンドや地域活性化事業を担う事業者を支援するファンドに対しての出資機能を追加し、民間資金の呼び水となって、このようなファンドの設立・資金供給を促進する。</p> <p>(2)経営者保証の付された貸付債権等を買取る機能を機構の業務に追加し、経営者の保証債務を整理することにより、経営者の再チャレンジ支援を強化する。</p> <p>(3)機構の専門家の派遣先として、機構が関与するファンド等の投資先事業者を追加し、経営改善等の支援を強化する。</p> <p><予算></p> <p>②地域資源活用ネットワーク構築事業</p> <p>(1)地域資源活用ネットワーク構築事業(定額)</p> <p>地域の様々な関係者によるネットワークを形成し、専門家派遣、研究会開催、セミナー開催等を実施することで、地域資源を活用した新たなビジネスモデルを協議、構築することに対する補助。</p> <p>・補助対象経費:事務局人件費、会議費用、専門家謝金・旅費 等</p> <p>(2)試行的事業(3分の2補助)</p> <p>前項による協議を踏まえ、新商品、新サービスの試作、試行、販路開拓等を行うなど、新たなビジネスモデルの試行的な取組に対する補助。</p> <p>・補助対象経費:事務局人件費、試作品作成費 等</p> <p>③新産業集積創出基盤構築支援事業</p> <p>地域の中核企業を中心とした産官学のネットワークの形成活動や、市場ニーズと技術シーズのマッチング等を支援する。</p> <p>具体的には、(1)クラスター経営人材支援事業(クラスターマネージャーによるネットワーク形成活動や企業OBの人材の活用等の実施)、(2)ネットワーク高度化支援事業(新製品開発に向けた産学によるシーズ・ニーズ発信会、戦略分野における新技術研究会・セミナー等の実施)を行う。</p> <p>④地域オープンイノベーション促進事業</p> <p>地方産業競争力協議会で特定される戦略分野を踏まえ、地域の技術シーズや、社会・市場ニーズに基づき、各地域に組織される運営協議会において設備機器を決定し、当該設備機器を公設試・大学等への配備・地域企業に開放することで、地域におけるイノベーションの促進を支援する。</p> <p>・事業スキーム</p> <p><公設試向け> 委託 国 → 運営協議会(民間団体等)</p> <p><大学等向け> 補助率:2/3以内 国 → 大学等</p> <p>⑤中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス事業革新支援事業</p> <p>革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援する。</p> <p>⑥中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援</p> <p>原材料・エネルギーコスト高の影響や消費税率引上げに万全を期すため、セーフティネット貸付の拡充や、借換保証の推進を通じて、経営支援と一体となった資金繰りを支援する。また、日本政策金融公庫において、老朽化設備の新陳代謝、給与支払総額の増額及び創業など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資を促進する。さらに、再生計画策定支援の着実な実施に向けて、中小企業再生支援協議会の体制強化及び中小企業再生支援全国本部の機能拡充等を行い、事業者の経営改善・事業再生を支援する。</p> <p>⑦創業促進補助金</p> <p>新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業(第二創業含む)に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援。</p> <p>⑧地域創業促進支援委託事業</p> <p>全国300箇所「創業スクール(仮称)」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援。</p>

3-iii	概要	<p>⑨小規模事業者等JAPANブランド育成・地域資源活用支援事業 地域の資源を活用し、(1)小規模事業者等が連携して行う世界に通用するブランド確立のための海外販路開拓等の取組や、(2)小規模事業者等が地域資源活用促進法に基づき行う商品開発等の取組を支援する。</p> <p>⑩地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル) 地域の資源と資金を活用した「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開により、地域で人・モノ・カネを動かし、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。 ○「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産・学・金・官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進する。 ・地域経済循環創造事業交付金(平成25年度補正30億円、平成26年度当初15億円)</p> <p>⑪6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等の支援を行うとともに、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対して出資等による支援を実施。 ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金(平成25年度補正19.8億円、補助率1/2以内等) ・6次産業化ネットワーク活動交付金(平成26年度21.3億円、補助率1/2以内等) ・6次産業化ネットワーク活動支援事業(平成26年度2.2億円、補助率1/2以内等) ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開(平成26年度150億円(財投資金))</p> <p>⑫革新的技術創造促進事業(平成26年度予算10億円) (平成25年度補正「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」100億円のうち数) (1)民間活力を活用した事業化の促進(事業化促進研究) 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。 (定額、研究期間終了後、成功の場合は、委託費総額の100%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済) (2)異分野と連携した研究開発(異分野融合研究) 技術シーズ等の情報提供の場を設置し、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。(定額)</p>
	留意事項	<p>①改正法の施行日は、成立後6ヶ月以内に別途政令で定める予定 ②公募は4月予定 ③公募は4月初旬を予定 ④委託費の機器配備等事業者の公募は5月予定 ⑪ (平成25年度補正) ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金:終了 (平成26年度当初) ・6次産業化ネットワーク活動交付金:都道府県からの要望調査終了 ・6次産業化ネットワーク活動支援事業:3月4日に公募終了 ⑫事業実施主体である(独)農業・食品産業技術総合研究機構からの公募は3~4月予定。</p>
	問合せ先	<p>①内閣府地域経済活性化支援機構担当室 (TEL)03-3506-6655 ②経済産業省地域経済産業グループ地域新産業戦略室 (TEL)03-3501-8794 ③経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課 (TEL)03-3501-0645 ④「地域オープンイノベーション促進事業」 <公設試向け> 経済産業省地域経済産業グループ地域新産業戦略室 (TEL)03-3501-8794 <大学等向け> 経済産業省産業技術環境局大学連携推進課 (TEL)03-3501-0075 経済産業省製造産業局素形材産業室 (TEL)03-3501-1063 ⑤経済産業省中小企業庁経営支援部創業・技術課 (TEL)03-3501-1816 経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 (TEL)03-3501-1669 経済産業省中小企業庁事業環境部金融課 (TEL)03-3501-1766 ⑥経済産業省中小企業庁事業環境部金融課 (TEL)03-3501-1766 ⑦経済産業省中小企業庁経営支援部新事業促進課 (TEL)03-3501-1767 ⑧経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業政策室 (TEL)03-3501-2036 ⑨経済産業省中小企業庁経営支援部新事業促進課 (TEL)03-3501-1767 ⑩総務省地域力創造グループ地域政策課 (TEL)03-5253-5523 ⑪農林水産省食料産業局産業連携課 (TEL)03-6738-6473 ⑫農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 (TEL)03-3502-5530</p>

3-iv	政策名	大学等支援・研究振興施策
	目的	自治体等と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等の支援を図る。
	概要	<p><予算></p> <p>①地域イノベーション戦略支援プログラム 関係府省と共同で選定した地域イノベーション戦略推進地域のうち、文部科学省の支援が地域イノベーション戦略の実現に大きく貢献すると認められる地域に対して、研究者の集積や知のネットワークの構築などの支援を実施する。</p> <p>②地(知)の拠点整備事業 我が国の国公私立大学等が、自治体等と連携し、以下の通り全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を行う。 (1)地域の課題(ニーズ)と大学等の資源(シーズ)のマッチング等により、地域と大学等が必要と考える取組を全学的に実施。その際、計画期間中において、教育カリキュラム・教育組織の改革は必須。 (2)地域を志向した大学等であることを明確に宣言し、また、地域の声を受け止める体制を整備するなど、全学的な取組であることを明確化。 (3)学等と自治体の対話の場の設定や自治体からの支援など、大学と自治体が組織的・実質的に協力。</p> <p>③革新的技術創造促進事業(平成26年度予算10億円) (平成25年度補正「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」100億円のうち数) (1)民間活力を活用した事業化の促進(事業化促進研究) 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。(定額、研究期間終了後、成功の場合は、委託費総額の100%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済) (2)異分野と連携した研究開発(異分野融合研究) 技術シーズ等の情報提供の場を設置し、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。(定額)</p> <p>④農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 (1)シーズ創出ステージ(研究期間:原則3年以内) 産学の研究機関からの独創的な発想から、将来、アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する研究開発を推進。 研究費:Aタイプ 50百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年 (2)発展融合ステージ (ア)産学機関結集型(研究期間:原則3年以内) 産学の研究機関が結集し、発展的な応用研究を推進。 (イ)研究人材交流型(研究期間:原則3年以内) 農林水産・食品分野の研究機関と異業種の研究機関の間で研究者の派遣・交流等によって、発展的な応用研究を推進。 第1段階(フェーズⅠ)である1年目の研究の結果に基づき、第2段階(フェーズⅡ)の研究へ移行する多段階選抜方式を導入。 産学機関結集型・研究人材交流型共通。 研究費:Aタイプ フェーズⅠ:5百万円以内/年 フェーズⅡ:50百万円以内/年 Bタイプ フェーズⅠ:5百万円以内/年 フェーズⅡ:10百万円以内/年 (3)実用技術開発ステージ (ア)現場ニーズ対応型(研究期間:原則3年以内) 実用化に向けた出口(研究成果)を明確化した技術開発を推進。 研究費:Aタイプ 30百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年 (イ)重要施策対応型(研究期間:原則3年以内) 総合特区、地域イノベーション戦略推進地域に対応した技術開発を推進。 研究費:20百万円以内/年 (ウ)育種対応型(研究期間:原則5年以内) 研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、農産物の「強み」を生み出す品種育成を推進。 研究費:Aタイプ 20百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年</p>

3-iv	概要	<p>⑤地域ICT振興型研究開発プログラム(SCOPE)</p> <p>(1)対象: 地域の情報通信技術の振興・向上を担う研究機関</p> <p>(2)研究費と開発期間: フェーズⅠ: 1課題あたり(上限)300万円(研究開発期間 1か年度) フェーズⅡ: 単年度1課題あたり(上限)1,000万円(研究開発期間 最長2か年度) 間接経費は直接経費の30%を上限として別途配分。</p> <p>(3)評価のポイント: ○地域の課題解決の可能性 (以下のいずれかの観点で評価できる研究開発であること) ・当該地域固有の社会的・経済的課題に対し、ICTの面から解決できる課題であるか ・研究成果を活用して地場産業の振興、新規事業の創出、地域住民の生活向上等、地域社会・経済活動の活性化に寄与できる課題であるか ○「地域イノベーション戦略」実現への貢献の可能性 ・「地域イノベーション戦略推進地域」として選定された地域の構成機関からの提案であって、「地域イノベーション戦略」の全体構想の実現に資すると認められる課題に加点して評価</p>
	留意事項	<p>①公募は平成26年2月14日から3月31日まで</p> <p>②平成25年度は52件採択しており、平成26年度に新規選定を実施するスケジュールは、以下のとおり。 1月15日 公募開始 1月17日 公募説明会開催 4月8日・9日 公募締切 5月 書面審査実施 6月 面接審査実施 7月 採択大学決定 8月 事業開始</p> <p>③事業実施主体である(独)農業・食品産業技術総合研究機構からの公募は3~4月予定。</p> <p>④平成26年度より新規に実施する研究課題の公募は終了。</p>
	問合せ先	<p>①文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課 (TEL)03-6734-4194</p> <p>②文部科学省高等教育局大学振興課 (TEL)03-5253-4111(内線:3321)</p> <p>③農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 (TEL)03-3502-5530</p> <p>④農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 (TEL)03-6744-7044</p> <p>⑤総務省情報通信国際戦略局技術政策課 (TEL)03-5253-5725</p>

3 - v	政策名	観光振興施策
	目的	観光地域のブランド化、観光地ビジネス創出等を支援することにより、観光事業の振興を図る。
	概要	<p><予算等></p> <p>①訪日促進旅行(ビジット・ジャパン事業) 平成26年度:予算額 4,903百万円の一部 現地消費者向け情報発信の対象市場の拡大や、多様な主体との連携による日本ブランド発信力の強化(民間企業・関係省庁・地方公共団体等、多様な主体との連携強化により訪日プロモーションを強化・拡大)</p> <p>②観光地域ブランド確立支援事業 (平成26年度2.74億円①定額補助(上限500万円)②定率補助(補助率2/5以内)) (1)観光地域ブランド確立基盤づくり支援 補助対象事業:ブランド戦略の策定に係る事業 補助額:上限500万円 (2)観光地域ブランド確立支援 補助対象事業:ブランド戦略に基づく事業 a.主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムを実施するに当たっての課題を解決するために必要な事業 b.主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業 c.観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業 補助率:事業費の4割 補助対象事業者:観光地域づくりプラットフォーム(観光圏整備法及び基本方針に基づき作成され、同法第8条第3項により認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている法人等)</p> <p>③観光地ビジネス創出の総合支援 <平成25年度補正予算 4.0億円> ・観光地ビジネスの専門家の派遣 ・ビジネス化にあたっての問題・課題の整理 ・観光地の担い手と専門家による勉強会・シンポジウムの開催 <平成26年度予算 0.72億円> 地域間のノウハウ共有の仕組み構築 ・地域の取組を発信するポータルサイトを開設 ・旅行会社等との商談会の機会を提供 研修機会の提供 ・マーケティング手法等の実学を含めた講習を実施 ※国の直轄事業として調査を実施</p> <p>④地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進(平成26年度3.1億円、補助率1/2等) (1)予算事業の概要 ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通事業のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や事業者による電気自動車の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。 (2)支援内容 <電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)の導入補助> バス・タクシー・トラック:車両本体価格の1/2・1/3 <充電施設の導入補助> バス・タクシー・トラック:導入費用の1/2・1/3</p> <p>⑤超小型モビリティの導入促進(平成26年度2.0億円、補助率1/2等) (1)予算事業の概要 超小型モビリティは、交通の省エネルギー化とともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。その普及の前提となる関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組を重点的に支援。 (2)支援内容 <超小型モビリティの導入> 補助率:車両本体価格の1/2(民間事業者等にあつては1/3) <事業計画の立案> 補助率:事業計画立案費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3) <導入効果検証の実施> 補助率:導入効果検証費用の1/2(民間事業者等にあつては1/3)</p>

3 - v	概要	<p>⑥歩行者移動支援の普及・活用の推進 (1)歩行者移動支援の普及・活用の推進 ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、導入の方向性や効率的な維持更新等の課題について検討し、自治体等が容易に導入の検討を行うためのガイドラインの作成を進めるとともにサービスに必要なアプリ、データを提供し、自治体等によるサービス導入に資する。</p> <p>(2)具体的な支援内容 ・歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス ・サービス構築に必要な場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供</p> <p>⑦地域資源活用ネットワーク構築事業 (1)地域資源活用ネットワーク構築事業(定額) 地域の様々な関係者によるネットワークを形成し、専門家派遣、研究会開催、セミナー開催等を実施することで、地域資源を活用した新たなビジネスモデルを協議、構築することに対する補助。 ・補助対象経費:事務局人件費、会議費用、専門家謝金・旅費 等</p> <p>(2)試行的事業(3分の2補助) 前項による協議を踏まえ、新商品、新サービスの試作、試行、販路開拓等を行うなど、新たなビジネスモデルの試行的な取組に対する補助。 ・補助対象経費:事務局人件費、試作品作成費 等</p> <p>⑧生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業) 地域協議会のエコツーリズムやジオツーリズムに関する、ルール、プログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を国が支援(対象経費の1/2)し、エコツーリズムやジオツーリズムの普及・定着・推進を図るとともに、自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化を支援する。</p> <p>⑨都市農村共生・対流総合対策交付金 集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。 子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援。 <事業メニュー> 1. 集落連携推進対策:農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 2. 人材活用対策:地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援 3. 施設等整備対策:活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援</p> <p>【各省連携プロジェクト】 ○子ども農山漁村交流プロジェクト 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援。 ○「農」と福祉の連携プロジェクト 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援。 ○空き家・廃校等活用交流プロジェクト 農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。</p>
-------	----	---

3-v	概要	<p>⑩農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。 具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。 (1) 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) (2) 定住等を促進するための集落における排水処理施設 その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) (3) 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設) (4) その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) (5) (1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p> <p>⑪地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル、公共クラウド) 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」の強力な推進により、地域で人・モノ・カネを動かし、地域経済の好循環を実現する。 ○地域経済循環創造事業交付金(平成25年度補正30億円、平成26年度15億円) →地域の資源と資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進。 ○公共クラウド(平成25年度補正2.0億円、平成26年度当初0.5億円) →自治体の観光や産業支援等に関するデータを一元的にオープン化し、民間に提供。</p>
	留意事項	<p>②<観光地域ブランド確立支援事業> 平成26年度事業の公募は平成26年2月21日～3月12日に実施。 補助金申請をするに当たっては、観光圏整備法に基づき、観光圏整備実施計画の国土交通大臣の認定を受ける必要がある(補助対象事業者参照)。 ③<観光地ビジネス創出の総合支援> 平成25年度補正予算事業及び平成26年当初予算事業については平成26年1月6日～2月7日の期間で地域からの提案を公募し、本事業を実施する45の地域を選定した。 ⑥については、国が所有するアプリやデータの使用許諾が必要。 ⑦「地域資源活用ネットワーク構築事業」の公募は4月予定。 ⑧事業の公募は2月20日から3月12日。 ⑨本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。また、平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。 ⑩平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。</p>
	問合せ先	<p>①・②・③ 観光庁観光戦略課 (TEL)03-5253-8322 ④・⑤国土交通省自動車局環境政策課 (TEL)03-5253-8604 ⑥国土交通省総合政策局総務課政策企画官(総合交通体系担当)(併)政策統括官付 (TEL)03-5253-8794 ⑦経済産業省地域新産業戦略室 (TEL)03-3501-8794 ⑧環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室 (TEL)03-5521-8271 ⑨農林水産省都市農村交流課 (TEL)03-3502-5946 ⑩農林水産省農村整備官 (TEL)03-3501-0814 ⑪総務省地域力創造グループ地域政策課 (TEL)03-5253-5523</p>

3 - vi	政策名	雇用等対策
	目的	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用の創造等を図る。
	概要	<p><予算></p> <p>①実践型地域雇用創造事業</p> <p>【概要】 雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託。</p> <p>【実施主体】 地域雇用創造協議会（同意自発雇用創造地域の市町村、地域の経済団体等で構成）</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施地域・・・地域雇用開発促進法第6条に定める自発雇用創造地域（雇用創造に向けた意欲が高い地域） ・実施期間・・・3年度内 ・事業規模・・・1地域あたり各年度2億円を上限とする。 <p>②戦略産業雇用創造プロジェクト</p> <p>【概要】 地域の課題を解決し、安定的かつ良質な雇用を創造していくため、地域の産業政策と一体となった自主的な雇用創造の事業構想の提案の中から、コンテスト方式により、雇用創造効果が高いものを選抜し、当該事業の実施を主に人材面の補助をすることにより、地域における雇用創造の推進を図る。</p> <p>【実施主体】 雇用情勢が厳しい地域であって、都道府県、市町村、労働局、民間企業、大学、訓練機関、経済産業局、金融機関等地域の関係機関の参集による協議会を設立し、自主的に地域で必要とする人材の育成、雇用創出につながる事業主への支援等の雇用対策を実施する都道府県。</p> <p>【支援内容】 地域の雇用・産業政策に沿った雇用の創出及び求職者の就職並びに波及的な雇用創造を促進するため、都道府県が協議会の審議を経て事業構想を策定し、事業を実施するものとし、都道府県が事業を実施する場合に費用の8割を補助する。（ただし、一部は費用の10割を負担する）</p>
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①の対象地域は以下のとおり 1 1又は複数の市町村であること。 2 最近3年間（平均）及び最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1、0.67（1の2/3）未満である場合には0.67）以下であること。 <p>なお、応募期間は年2回（平成26年度の第一次募集は、平成26年1月20日から2月14日まで）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②の対象地域は以下のとおり 1 平成24年度の有効求人倍率が全国平均又は中央値以下の都道府県であること。 2 リーマン・ショック前後（平成19年度平均と平成24年度平均）での有効求人倍率の回復割合が全国平均又は中央値以下であり、かつ、平成24年度の有効求人倍率が1.0未満（一般の有効求人倍率及び常用の有効求人倍率のいずれも）であること。 3 地域雇用開発促進法に基づく「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針」において、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められない地域として列挙されている「埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府」に該当しないこと。 <p>なお、平成26年度採択分については、平成26年1月15日から2月14日まで。</p>
問合せ先	①・②厚生労働省職業安定局地域雇用対策室（Tel）03-5253-1111（内線5846）	

3-vii	政策名	地域金融活用施策
	目的	地域金融機関を活用した事業再生や地域活性化等を図る。
	概要	<p><予算></p> <p>①地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクルの全国展開)</p> <p>地域の資源と資金を活用した「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開により、地域で人・モノ・カネを動かし、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。</p> <p>○「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開</p> <p>地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産・学・金・官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進する。</p> <p>・地域経済循環創造事業交付金(平成25年度補正30億円、平成26年度当初15億円)</p>
	留意事項	
	問合せ先	①総務省地域力創造グループ地域政策課 (Tel)03-5253-5523

3 - viii	<p>政策名</p>	<p>環境保全支援施策</p>
	<p>目的</p>	<p>地熱・地中熱等の利用による低炭素社会づくり及び生物多様性の保全再生とそれを活かした地域づくりを推進する。</p>
	<p>概要</p>	<p><予算> ①地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 環境配慮型の地熱利用を推進するため、地盤環境保全モニタリングと組み合わせた地中熱利用や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等を支援。</p> <p>(1)地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定 地方公共団体や民間事業者等による、地熱・地中熱を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援。</p> <p>(2)地熱・地中熱等利用事業 地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱を利用し、低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援。</p> <p>【事業スキーム】 (1)補助対象:ア)民間事業者等、イ)地方公共団体 補助割合:ア)2/3、イ)定額/1000万円上限 (2)補助対象:ア)民間事業者等、イ)地方公共団体 補助割合:ア)1/2、1/3、モニタリング装置等 定額 イ)1/2、2/3</p> <p>②生物多様性保全推進支援事業 地域における生物多様性の保全を通じた個性的で魅力ある地域づくりに資する活動等であって、下記の支援メニューのいずれかに該当する活動に対して、必要な事業費の1/2以内を国が交付する。</p> <p>■対象事業メニュー (1)国内希少野生動植物等対策 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策にかかる地域の活動。 (2)特定外来生物防除対策 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物等の防除にかかる地域の活動。 (3)重要生物多様性保護地域保全再生 国土の生態系ネットワークの要となる法律又は国際条約等に指定された保護地域における生物の生息環境の保全再生のための事業など、生物多様性保全上重要な地域における活動。</p> <p>■交付対象者 地域生物多様性協議会(地方公共団体を含む2以上の主体により構成)</p>
	<p>留意事項</p>	<p>②事業の公募は2月20日から3月7日</p>
<p>問合せ先</p>	<p>①環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室 (Tel)03-5521-8308 環境省自然環境局自然環境背日担当参事官室 (Tel)03-5521-8280 環境省地球環境局地球温暖化対策課 (Tel)03-5521-8339 ②環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室 (Tel)03-5521-9108</p>	

3-ix	政策名	文化・スポーツ資源の活用
	目的	地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業や、地域に存する有形・無形の文化遺産を活用した事業に対して補助を実施することにより、地域文化の再生やコミュニティの再構築、観光振興等、地域活性化を推進する。
	概要	<p><予算></p> <p>①地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ (平成26年度予定額:2,522百万円、補助対象経費の1/2以内を補助) 地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業に対して支援。音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術などを活用した事業を対象とする。事業の区分は以下のとおり。 (1)文化芸術創造発信事業 (2)メディア芸術地域活性化事業 (3)新国立劇場を活用した現代実演芸術の普及事業 (4)文化芸術による「心の復興」事業 (5)大学を活用した地域文化芸術振興事業 (6)創造都市事業</p> <p>②文化遺産を活かした地域活性化事業 (平成26年度予定額:2,147百万円、予算の範囲内において定額を補助) 地方公共団体が策定する実施計画に基づき、文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組を支援。</p> <p>③地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 (平成26年度予定額:1,308百万円、予算の範囲内において定額を補助) 美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働との下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援。</p> <p>④地域の特性を活かした史跡等総合活用支援事業 (平成26年度予定額:3,000百万円、原則補助対象経費の1/2を補助) 「公開活用」のための史跡等の復元整備、「安心・安全」のための石垣の崩落防止措置などの防災対策等を支援。</p> <p>⑤文化財建造物等を活用した地域活性化事業 (平成26年度予定額:1,344百万円、原則補助対象経費1/2を補助) 重要文化財(建造物)等の公開活用を促進するため、ガイダンス施設や案内板等の設置のほか、登録文化財(建造物)、重要伝統的建造物群保存地区の公開活用の安全性向上のための耐震事業を支援。</p>
	留意事項	
問合せ先	①文化庁文化部芸術文化課 (TEL)03-6734-2826 ②文化庁文化財部伝統文化課 (TEL)03-6734-4786 ③文化庁文化財部美術学芸課(TEL)03-6734-2834 ④文化庁文化財部記念物課 (TEL)03-6734-2876 ⑤文化庁文化財部参事官(建造物担当)付 (TEL)03-6734-2792	

3-x	政策名	地域産業の担い手育成
	目的	地域や地域産業の活性化を担う人材の育成のために、産業界等と連携した実践的な職業教育の充実、地域企業等と連携したインターンシップ等のキャリア教育を発達の段階に応じ体系的に実施し、地域産業の担い手を育成する。
	概要	<p><予算></p> <p>①地域キャリア教育支援協議会設置促進事業 高等教育機関に進学する若者も含み、将来において社会的・職業的に自立した若者を育み、地域を支える人材を育成することを目指し、小学校から高等学校まで一貫したキャリア教育を支援する地域における組織の設置を促進する。 予算：30百万円(委託事業・一件あたり約2.4百万円)</p> <p>②高校におけるインターンシップコーディネーターの配置 高等学校普通科において、インターンシップを促進するため、地域企業と高校との仲介役となる人材の配置を促進する。 予算：12百万円(委託事業・一件あたり1.2百万円)</p> <p>③「産業界のニーズに対応した教育改善・充实体制整備事業」 「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を整備を支援。 (1) 予算：平成26年度予定額 1.7億円(新規) (2) 概要：地域でインターンシップ等を推進する組織・団体等と連携の下、各大学グループのインターンシップの取組の拡大を支援することを通じ、中小企業をはじめとした地域全体へのインターンシップ等を普及・定着を図る。 (3) 対象：全国10大学グループ (H25年度に既に事業採択されている大学グループ)</p> <p>④スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関・企業等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校(農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉の8学科)を指定し、調査研究を行う。</p> <p>⑤成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。 (1) 予算：平成26年度予定額：1,679百万円(委託事業)</p>
	留意事項	<p>③平成26年度募集は、4月頃。大学対象。</p> <p>④平成26年度募集は2月末締切り済み。専門高校対象。</p> <p>⑤平成26年度事業は、4月以降公募予定。委託対象は専修学校、大学等。</p>
問合せ先	<p>①・②文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (TEL)03-6734-3297</p> <p>③文部科学省高等教育局専門教育課教育振興係 (TEL)03-6734-4750</p> <p>④文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT産業教育振興室 (TEL) 03-5253-4111(内線2384)</p> <p>⑤文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 (TEL) 03-5253-4111(内線2938)</p>	

地域活性化モデルケース
募集要領
参考資料（案）

地域活性化モデルケースの募集要領について【概要】

参考1

趣旨

地域の直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」や「地域産業の成長・雇用の維持創出」について、政府一体となった取組みを推進することが必要であることから、都市・地域の構造や地域産業を総合的に改革する取組みを行うモデルケースを選定し、関係府省の関係施策等で最大限支援するとともに、民間、大学等の協力も得て、先進的プロジェクトとして実現、見える化する。

テーマ1 超高齢化・人口減少社会における 持続可能な都市・地域の形成

(応募主体:原則として市区町村)

【地方都市型】

- ①生活サービス機能を市街地へ集約等による都市構造の再構築
- ②商業機能を中心とした中心市街地の活性化
- ③地域公共交通の再生
- ④地域医療・介護のシステムの構築等
- ⑤自立・分散的なエネルギー活用等の総合的な取組みを推進。

【農山漁村・過疎地域等型】

地域住民や団体、集落内外組織等と連携し、地域の課題に応じて

- ①地場産業の振興
- ②「交流」による地域コミュニティの再生
- ③医療・福祉、日用品の買物支援
- ④生活交通確保等の総合的な取組みを推進。

テーマ2 地域産業の成長・雇用の維持創出

(応募主体:原則として複数の主体が参画する民間企業・民間団体及び地方公共団体)

【地元地域資源活用型】

概ね市町村、又は近隣の市町村間、都道府県単位での取組みであって、自然、歴史文化、町並み、生活様式、農林水産物、食文化、地場産品、伝統技術、エネルギー等の地域資源を活用した取組みを推進。

【広域地域資源活用型】

県域を越える広域的な取組みであって、自然、歴史文化、町並み、生活様式、農林水産物、食文化、地場産品、伝統技術、エネルギー等の地域資源を活用した取組みを推進。

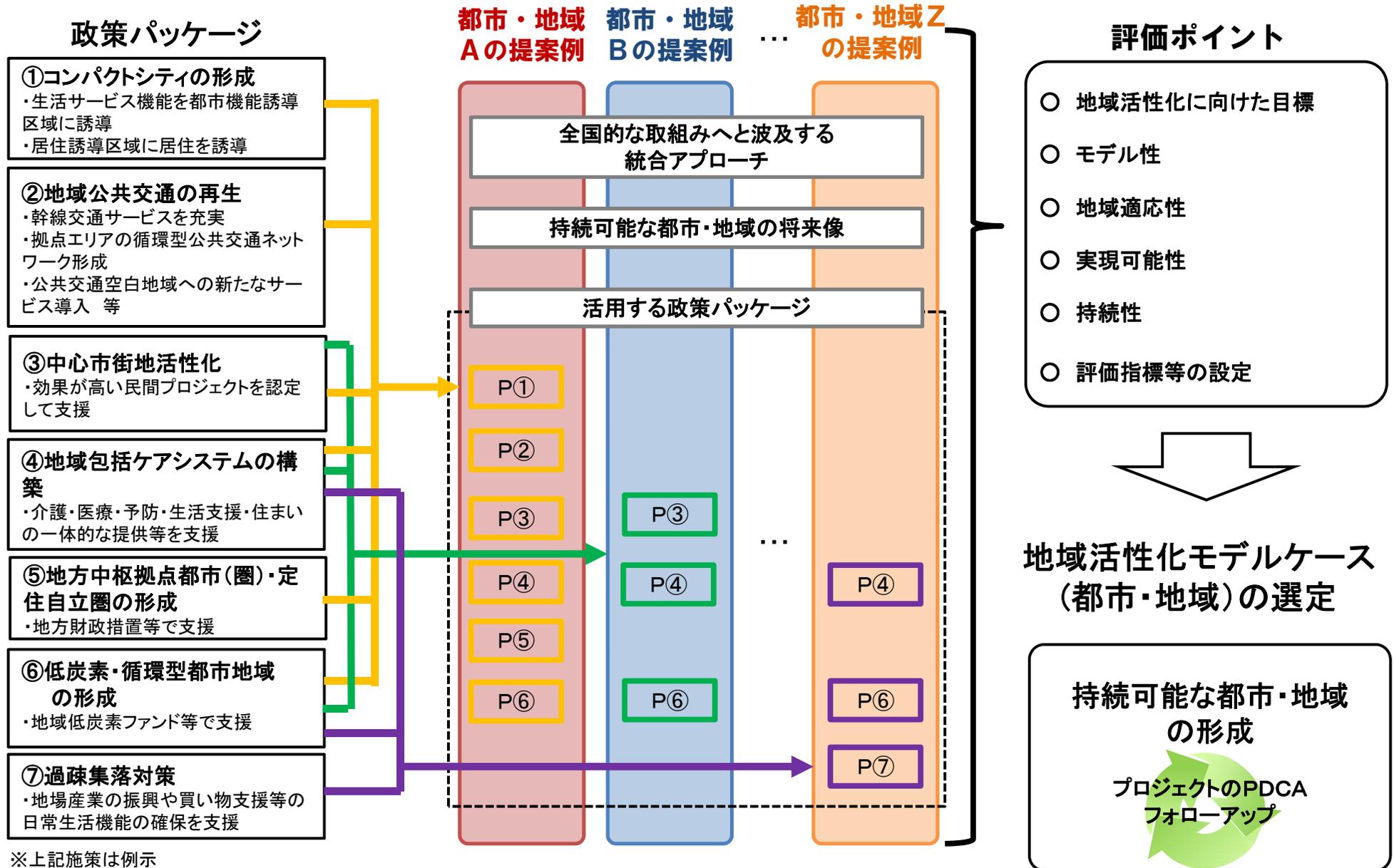
【産業集積活用型】

地域の産業集積を活かした地域の戦略産業の育成を図るため、県域を超える取組みであって、地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する取組みを推進。

応募提案に求められる内容

- ① 全国的な取組へと波及する、分野横断的かつ主体間の垣根を越えた統合アプローチの提示
- ② 【テーマ1】持続可能な都市・地域の将来像の提示
【テーマ2】地方産業競争力協議会の議論を踏まえた地域の成長戦略の具体策の提示
- ③ 活用する政策パッケージの提示

【テーマ1】地域活性化モデルケース～超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成～の選定について

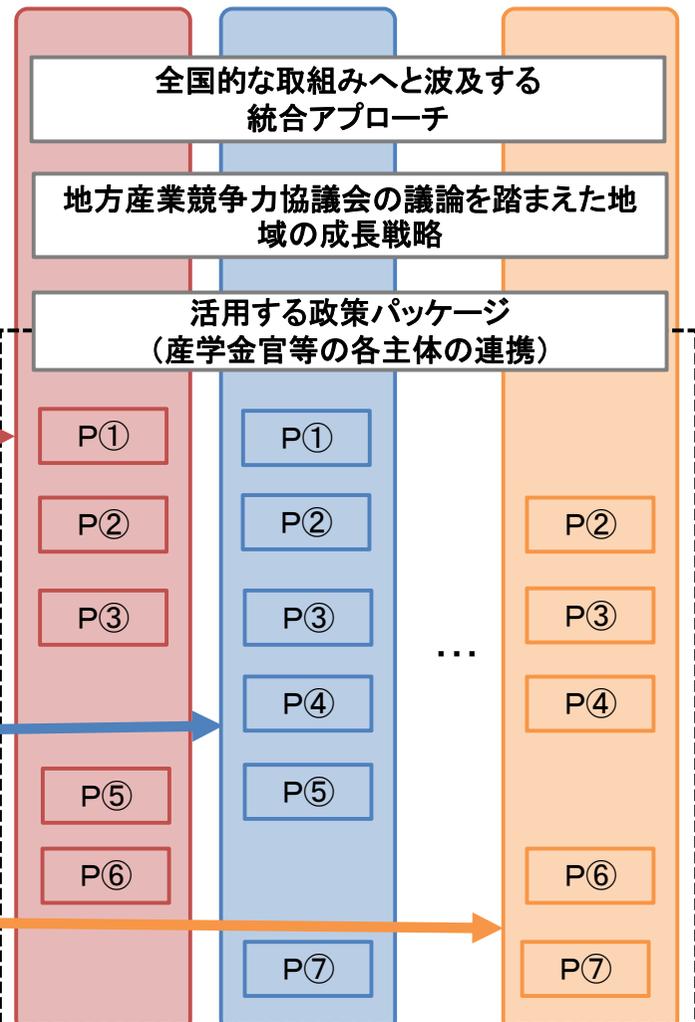


【テーマ2】地域活性化モデルケース～地域産業の成長・雇用の維持創出～の選定について

政策パッケージ

- ①地方公共団体支援施策
・地域の元気創造プラン
- ②農林漁業振興施策
・6次産業化、農商工連携等による高付加価値化
・地域資源活用ネットワーク構築
・日本食・食文化魅力発信プロジェクト
- ③商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策
・新産業創出基盤構築支援
・地域オープンイノベーション促進
・中小企業・小規模事業者ののづくり・商業・サービス業支援
・新産業集積創出基盤構築支援
- ④大学等支援・研究振興施策
・地(知)の拠点整備事業
・地域イノベーション戦略支援プログラム
・地域の産業を担う人材の育成
- ⑤観光振興施策
・観光地域ブランド確立支援事業
・観光地ビジネス創出総合支援
- ⑥雇用等対策
・実践型地域雇用創造事業
・戦略産業雇用創造プロジェクト
- ⑦地域金融活用施策

Aの提案例 (地元地域資源) **Bの提案例** (広域地域資源) ... **Zの提案例** (産業集積)



評価ポイント

- 地方産業競争力協議会の成長戦略との整合性
- モデル性
- 地域適応性
- 実現可能性
- 持続性
- 評価指標等の設定

※案件に応じて検討

地域活性化モデルケース (地域産業)の選定

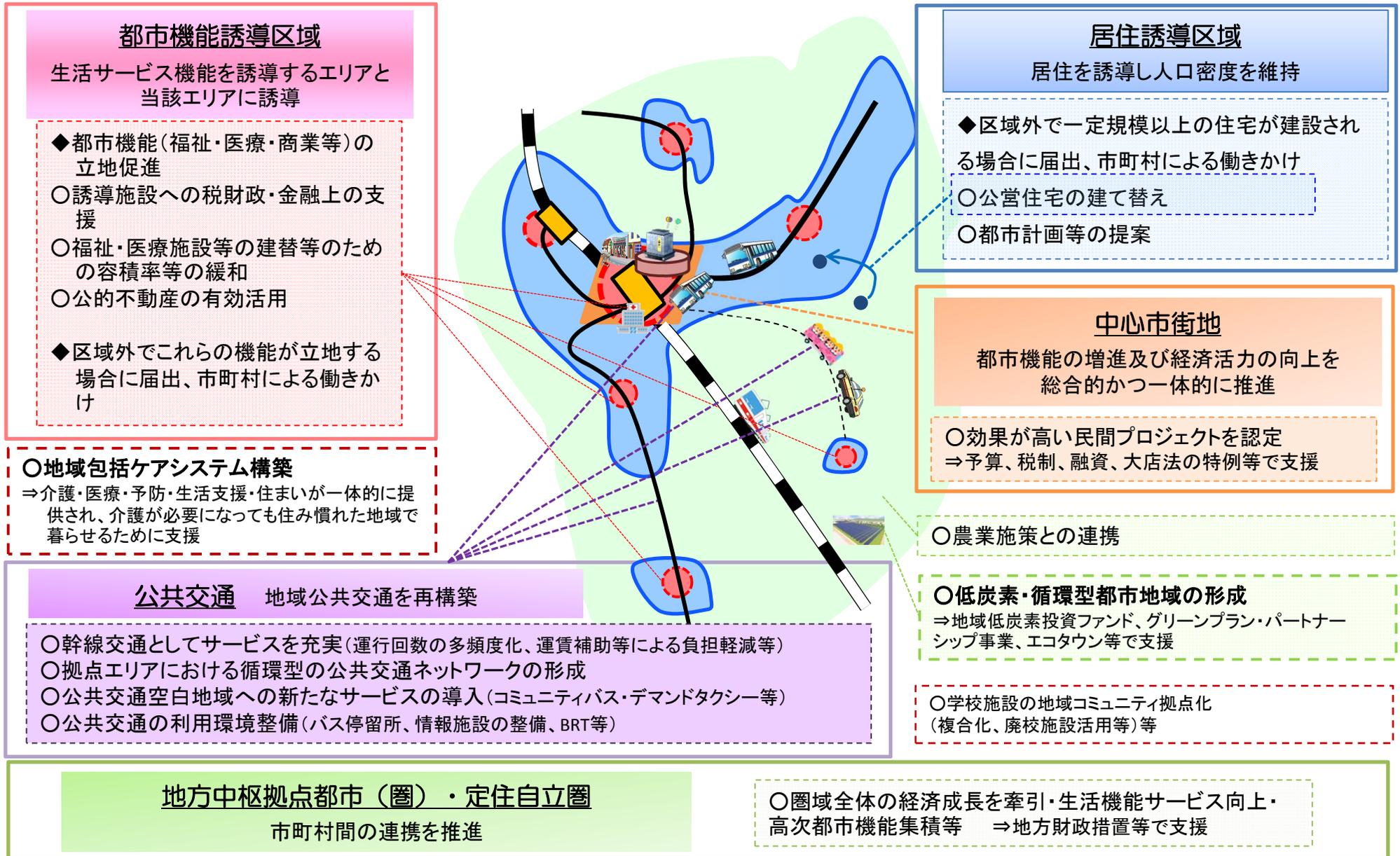
地域産業の成長・雇用の維持創出

プロジェクトのPDCA
フォローアップ

※上記施策は例示

【テーマ1】超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成(地方都市)モデルケースのイメージ例

都市再生法、地域公共交通活性化・再生法、中心市街地活性化法、地方自治法(「連携協約」に基づく地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の取組の推進等)の改正等が有機的に連携して展開



【テーマ1】超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域形成(農山漁村・過疎地域等)モデルケースのイメージ例

地域住民(団体)、集落外の組織・住民(NPO、都市)等と連携し、豊かな地域資源等を活用して、新たな需要を発掘し地場産業の振興を図るとともに、「交流」による地域コミュニティの再生や、医療・福祉、日用品の買物支援、生活交通確保等の取組を総合的に支援。

○「小さな拠点」形成

⇒商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」と、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を支援

⇒「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の地域拠点機能の強化とそれらのネットワーク化の取組を支援

⇒廃校舎等の遊休施設を活用、再編改修し、「小さな拠点」関連施設として活用することを支援(過疎地域遊休施設再整備事業など)

⇒定住促進のための集落整備を支援(過疎地域集落再編整備事業)

○医療体制の確保

○地域包括ケア等

⇒住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を支援

⇒民間とも協働して家事援助、配食、食材配達等多様な主体による生活支援サービスの充実を支援

○地場産業振興・生活機能確保

⇒地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買物支援といった日常生活機能の確保等の総合的な取組を支援(過疎集落等自立再生対策事業)

○都市と農村との交流

⇒小学校における農山漁村での宿泊体験活動等を支援(子ども農山漁村交流プロジェクト)

⇒農山漁村の空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を支援

⇒交流農園や農林産物直売所、農家レストラン等の整備を支援

⇒地域資源を活用した「売れる」旅行商品を開発する等観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援

○生活交通・情報通信の確保・維持

⇒地域の実情に応じた地方バス路線、離島航路・航空路等を支援

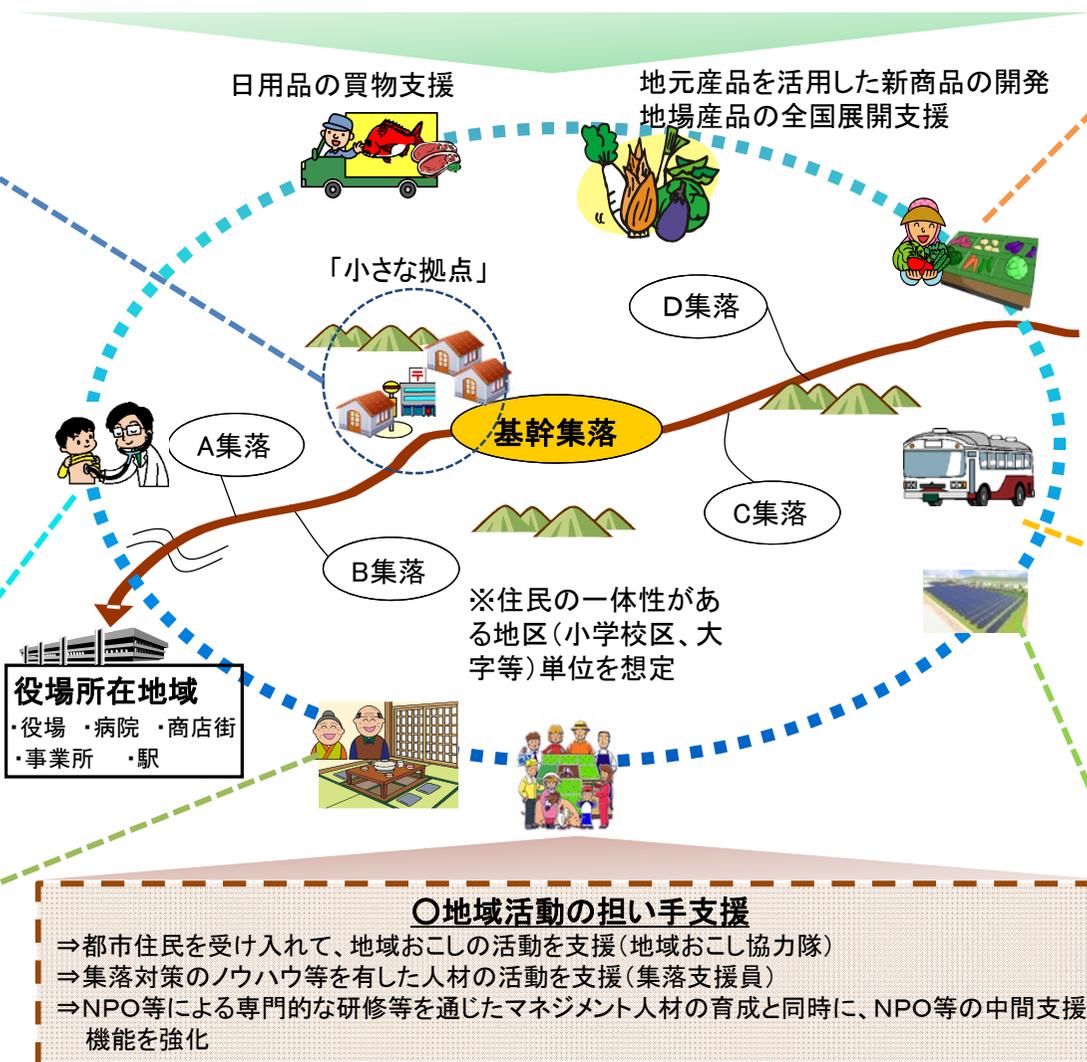
⇒バリアフリー化等快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援

⇒ガソリン等の安定供給の確保を支援

⇒情報通信基盤の整備を支援

○低炭素・循環型都市形成

⇒地域低炭素投資ファンド、グリーンプラン・パートナーシップ事業、エコタウン等で支援



【テーマ2】地域産業の成長・雇用の維持創出モデルケースのイメージ例

産(産業界)、学(大学等)、金(地域金融機関)、官(地方公共団体)等が連携し、地域の産業集積、資源と資金を活用して、地域の強みを活かした産業・事業を起こし、雇用を創出する地域における経済循環の創造の取組を推進。

○中小企業・小規模事業者のものづくり・商業・サービス業支援

⇒試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入等を支援(ものづくり・商業・サービス業革新補助金)

○中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援

⇒経営支援と一体となった資金繰り支援、中小企業再生支援協議会における事業再生支援

○創業支援

⇒産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者による経営相談等の取組を支援等

○新産業集積創出基盤構築支援事業

⇒地域の中核企業を中心とした産官学のネットワークの形成活動等を支援

○地域オープンイノベーション促進事業

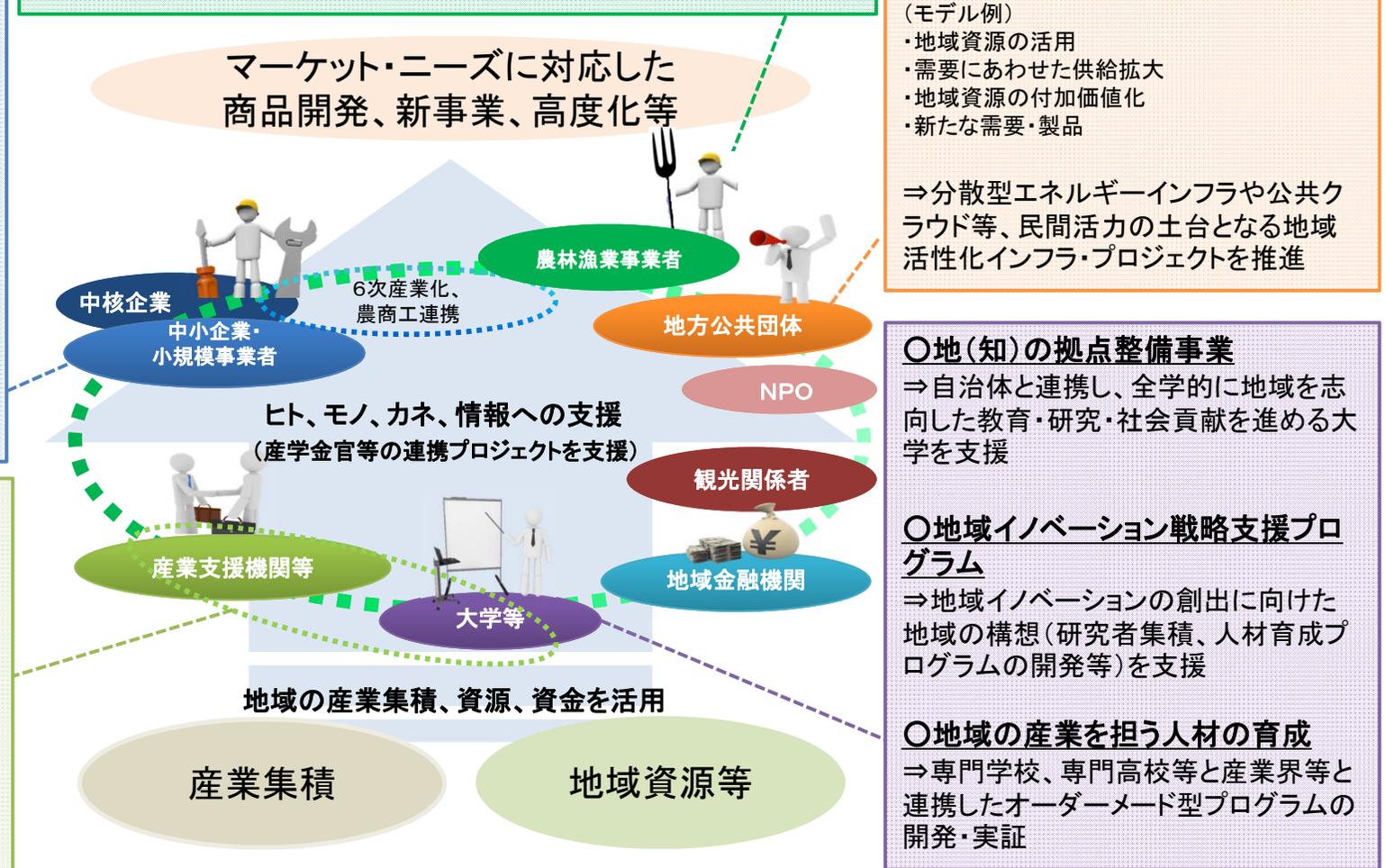
⇒協議会での戦略分野に沿って公設試等に設備を導入し、中小企業の研究開発等の拠点となる支援プラットフォームを形成

○6次産業化、農商工連携等による高付加価値化

⇒農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、医福食農連携等農林漁業者と他業種の事業者とのネットワーク形成、サポート体制等を支援

○地域資源活用ネットワーク構築支援

⇒地域資源を融合/ネットワーク化し、新たなビジネスモデル構築を支援



○地域の元気創造プラン

⇒産学金官の連携の下、地域の資源と民間の資金を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域のイノベーションサイクル」を全国展開(地域経済循環創造事業交付金で支援)。

(モデル例)

- ・地域資源の活用
- ・需要にあわせた供給拡大
- ・地域資源の付加価値化
- ・新たな需要・製品

⇒分散型エネルギーインフラや公共クラウド等、民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトを推進

○地(知)の拠点整備事業

⇒自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を支援

○地域イノベーション戦略支援プログラム

⇒地域イノベーションの創出に向けた地域の構想(研究者集積、人材育成プログラムの開発等)を支援

○地域の産業を担う人材の育成

⇒専門学校、専門高校等と産業界等と連携したオーダーメイド型プログラムの開発・実証

地域活性化プラットフォーム ワーキングチーム 名簿

座長	むらかみ しゅうぞう 村上 周三	一般社団法人建築環境・省エネルギー機構 理事長
主査 (地方都市)	ごとう はるひこ 後藤 春彦	早稲田大学創造理工学部長・創造理工学研究科長 教授
主査 (過疎地域)	おだぎり とくみ 小田切 徳美	明治大学農学部 教授
主査 (地元地域資源)	にしざわ たかし 西澤 隆	野村アグリプランニング&アドバイザー 取締役社長
主査 (広域地域資源)	くすみ きよし 楠見 清	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 理事長
主査 (産業集積)	まつばら ひろし 松原 宏	東京大学大学院総合文化研究科 教授
委員	かきもと みつえ 柿元 美津江	鹿児島純心女子大学 教授
委員	かしわぎ たかお 柏木 孝夫	東京工業大学 特命教授
委員	せき さちこ 関 幸子	一般社団法人震災復興ワークス 理事長
委員	つじ たくや 辻 琢也	一橋大学大学院 教授
委員	やまさき りょう 山崎 亮	京都造形芸術大学芸術学部 教授

選定プロセス

①

事務局による形式的確認
(所定の様式による提案、募集要項に基づく応募主体)

②

ワーキングチーム・政策対応チームによる書面審査
(定量評価(5段階評価による点数づけ)と定性評価を行う。)

③

ワーキングチームによるヒアリング対象の決定
(区分Ⅱの提案についても審議しヒアリング対象とすることができる。また区分Ⅰについても審議しヒアリング対象外とすることができる。)

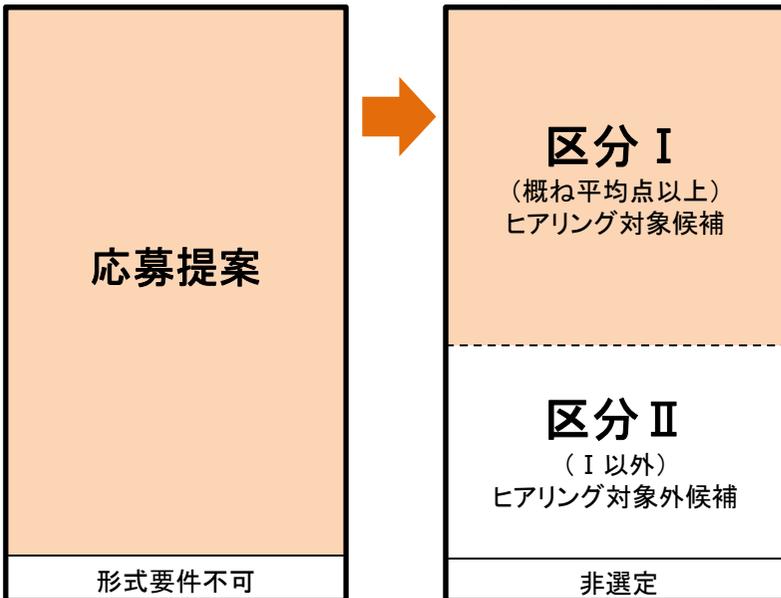
④

ワーキングチームによるヒアリング後、選定推薦案決定

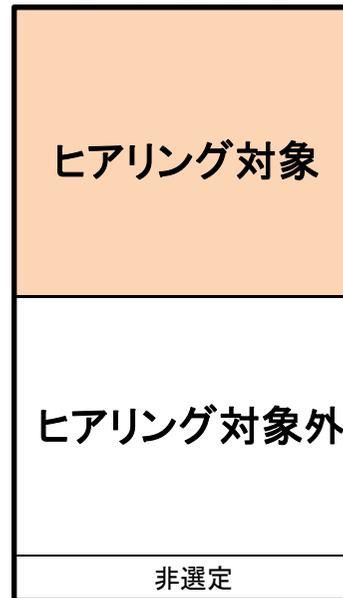
⑤

関係閣僚会議による決定

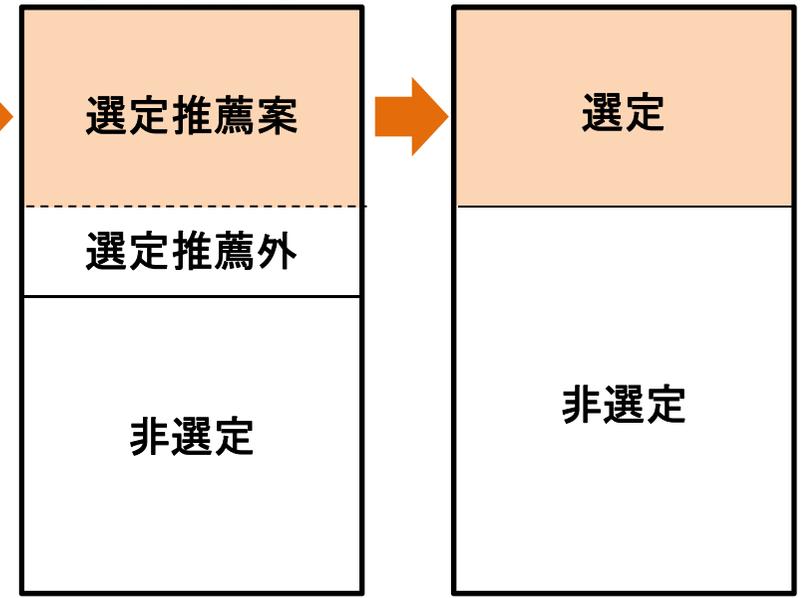
【1次評価】



【2次評価】



【3次評価】



地域活性化モデルケース書面審査(評価項目及び評価・採点方法)概要

1. 形式的確認

- 所定の様式による提案か
- 募集要領に基づく応募主体等

2. 書面審査

- ①～⑥の選定基準について定量的評価 ⇒ 5段階評価(A(4点に換算)～E(0点に換算))
- 定性評価

■ 取りまとめイメージ:書面審査結果一覧例

①超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成

提案者	選定基準						合計	区分 (I～II)	定性的評価
	①地域活性化 に向けた目標	②モデル性	③地域適応 性	④実現可能 性	⑤持続性	⑥評価指標の 設定			
1 ○○	3	4	3	2	2	3	17		
2 △△	4	4	3	3	2	4	20		

②地域産業の成長・雇用の維持創出

提案者	選定基準						合計	区分 (I～II)	定性的評価
	①地方産業競 争力協議会の 成長戦略との 整合性	②モデル性	③地域適応 性	④実現可能 性	⑤持続性	⑥評価指標の 設定			
1 ××	4	4	3	2	3	3	19		
2 ●●	4	3	3	2	2	4	18		

※ 合計点は、各評価者の5つの項目全体の合計値を計算し、その点数を、評価者数で単純平均(小数点第1位を四捨五入)して算定する。そのため、各評価者の5つの項目ごとの点数を、評価者数で単純平均(小数点第1位を四捨五入)した値の合計とは異なる場合がある。

地域活性化モデルケース～超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成～ 選定基準の運用方針

1 定量的評価

以下の①～⑤の選定基準について、定量的評価（A（4点に換算）～E（0点に換算））の判定を行う。

【選定基準】

① 地域活性化に向けた目標

地域活性化モデルケース(都市・地域)により、持続可能な都市・地域の形成の達成に向けた施策を展開し、地域の活性化を目指しているか。

A：地域活性化モデルケース(都市・地域)により、持続可能な都市・地域の形成の達成に向けた施策を展開し、地域の活性化を目指した提案であると極めて十分に認められる。

B：地域活性化モデルケース(都市・地域)により、持続可能な都市・地域の形成の達成に向けた施策を展開し、地域の活性化を目指した提案であると十分に認められる。

C：地域活性化モデルケース(都市・地域)により、持続可能な都市・地域の形成の達成に向けた施策を展開し、地域の活性化を目指した提案であると認められる。

D：地域活性化モデルケース(都市・地域)により、持続可能な都市・地域の形成の達成に向けた施策を展開し、地域の活性化を目指した提案であると認めるには不十分である。

E：地域活性化モデルケース(都市・地域)により、持続可能な都市・地域の形成の達成に向けた施策を展開し、地域の活性化を目指した提案であると認められない。

② モデル性

持続可能な都市・地域の形成の達成に向けて、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む先進的な取組であるか。或いは、模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他都市・地域への、取組の波及効果が見込まれるか。

A：持続可能な都市・地域の形成の達成に向けて、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む先進的な取組であると極めて十分に認められる。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他都市・地域への、極めて高い波及効果が見込まれる。

- B：持続可能な都市・地域の形成の達成に向けて、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む先進的な取組であると十分に認められる。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他都市・地域への、高い波及効果が見込まれる。
- C：持続可能な都市・地域の形成の達成に向けて、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む先進的な取組であると認められる。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他都市・地域への、波及効果が見込まれる。
- D：持続可能な都市・地域の形成の達成に向けて、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む先進的な取組であると認めるには不十分である。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他都市・地域への、波及効果がほとんど見込まれない。
- E：持続可能な都市・地域の形成の達成に向けて、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む先進的な取組であると認められない。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他都市・地域への、波及効果は見込まれない。

③ 地域適応性

都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であるか。

- A：都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが極めて十分に盛り込まれた取組である。
- B：都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが十分に盛り込まれた取組である。
- C：都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが盛り込まれた取組である。
- D：都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが盛り込まれた取組と言うには不十分である。
- E：都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが盛り込まれた取組とは言えない。

④ 実現可能性

地元住民、地元企業、大学、NPO等の幅広い関係者の参加と協働を得ると共に、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組をけん引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施が見込まれるか。目標の達成に向けた合理性のある取組が示された実現可能性の高い計画であるか。

- A：地元住民、地元企業、大学、NPO等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施の見込みが極めて高いと考えられる。目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された極めて実現可能性の高い計画である。
- B：地元住民、地元企業、大学、NPO等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施の見込みが高いと考えられる。目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された十分に実現可能性の高い計画である。
- C：地元住民、地元企業、大学、NPO等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施の見込みがあると考えられる。目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された実現可能性の高い計画である。
- D：地元住民、地元企業、大学、NPO等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施の見込みが低いと考えられる。目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された実現可能性の高い計画と言うには不十分である。
- E：地元住民、地元企業、大学、NPO等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施の見込みがないと考えられる。目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された実現可能性のない計画である。

⑤ 持続性

新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるか。

- A：新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が極めて強く期待できる。
- B：新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が強く期待できる。
- C：新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、

次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できる。

D：新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できると言うには不十分である。

E：新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるとは言えない。

⑥ 評価指標等の設定

地域活性化モデルケース(都市・地域)の取組においては、プロジェクトマネジメントが重要であり、PDCA サイクルを着実に回す必要がある。

従って、地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が設定されているか。

A：地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が極めて適切に設定されている。

B：地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が適切に設定されている。

C：地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が設定されている。

D：地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が設定されているが不適切である。

E：地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が設定されていない。

2 定性的評価

募集要領の趣旨・目的等に照らして特筆すべきことがあれば、定性的評価を行う。

地域活性化モデルケース～超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成～
選定評価表(評価項目と評価・採点方法)

1. 事務局

評価項目	評価・採点方法	評価・採点の視点
応募提案に求められるもの		
1) 所定の様式による提案である	○×	・所定の様式による提案であるか
2) 応募主体が募集要領に基づくものである	○×	・応募主体が、募集要領Ⅲ「応募主体」に基づくものであるか

2. 政策対応チーム及びワーキングチーム

評価項目	評価・採点方法	評価・採点の視点
選定基準(提案の視点)		
① 地域活性化に向けた目標	A～E	地域活性化モデルケース(都市・地域)により、持続可能な都市・地域の形成の達成に向けた施策を展開し、地域の活性化を目指しているか。
② モデル性	A～E	持続可能な都市・地域の形成の達成に向けて、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む先進的な取組であるか。或いは、模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他都市・地域への、取組の波及効果が見込まれるか。
③ 地域適応性	A～E	都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であるか。
④ 実現可能性	A～E	地元住民、地元企業、大学、NPO等の幅広い関係者の参加と協働を得ると共に、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組をけん引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施が見込まれるか。目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された実現可能性の高い計画であるか。
⑤ 持続性	A～E	新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるか。
⑥ 評価指標等の設定	A～E	地域活性化モデルケース(都市・地域)の取組においては、プロジェクトマネジメントが重要であり、PDCAサイクルを着実に回す必要がある。従って、地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が適切に設定されているか。
①～⑤の総合的な評価	上記評価項目の総得点 A: 4点 B: 3点 C: 2点 D: 1点 E: 0点	-
定性的評価	募集要領の趣旨・目的等に照らして特筆すべきことがあるか	

地域活性化モデルケース～地域産業の成長・雇用の維持創出～
選定基準の運用方針

1 定量的評価

以下の①～⑤の選定基準について、定量的評価（A（4点に換算）～E（0点に換算））の判定を行う。

【選定基準】

① 地域産業競争力協議会の成長戦略との整合性

【地元地域資源活用型及び広域地域資源活用型】

地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、各地域における特色のある資源や資金等を十分に活用したものであるか。

- A：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、各地域における特色のある資源や資金等を十分に活用した提案であると極めて十分に認められる。
- B：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、各地域における特色のある資源や資金等を十分に活用した提案であると十分に認められる。
- C：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、各地域における特色のある資源や資金等を十分に活用した提案であると認められる。
- D：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、各地域における特色のある資源や資金等を十分に活用した提案であると認めるには不十分である。
- E：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、各地域における特色のある資源や資金等を十分に活用した提案であると認められない。

【産業集積活用型】

地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する地域ブロック毎の戦略産業の方向性に合致するものであるか。

- A：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する地域ブロック毎の戦略産業の方向性に合致した提案であると極めて十分に認められる。
- B：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する地

域ブロック毎の戦略産業の方向性に合致した提案であると十分に認められる。

C：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する地域ブロック毎の戦略産業の方向性に合致した提案であると認められる。

D：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する地域ブロック毎の戦略産業の方向性に合致した提案であると認めるには不十分である。

E：地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する地域ブロック毎の戦略産業の方向性に合致した提案であるとは認められない。

② モデル性

持続可能な地域経済産業の活性化に向けて、地域に眠る地域資源の掘り起こしや、地域の多様な主体間のネットワークを形成し、地域の産業集積の高度化や産業構造の転換を目指すなど、先進的な取組であるか。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他の地域への、取組の波及効果が見込まれるか。

A：持続可能な地域経済産業の活性化に向けて、地域に眠る地域資源の掘り起こしや、地域の多様な主体間のネットワークを形成し、地域の産業集積の高度化や産業構造の転換を目指すなど、先進的な取組であると極めて十分に認められる。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他の地域への、極めて高い波及効果が見込まれる。

B：持続可能な地域経済産業の活性化に向けて、地域に眠る地域資源の掘り起こしや、地域の多様な主体間のネットワークを形成し、地域の産業集積の高度化や産業構造の転換を目指すなど、先進的な取組であると十分に認められる。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他の地域への、高い波及効果が見込まれる。

C：持続可能な地域経済産業の活性化に向けて、地域に眠る地域資源の掘り起こしや、地域の多様な主体間のネットワークを形成し、地域の産業集積の高度化や産業構造の転換を目指すなど、先進的な取組であると認められる。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他の地域への、波及効果が見込まれる。

D：持続可能な地域経済産業の活性化に向けて、地域に眠る地域資源の掘り起こしや、地域の多様な主体間のネットワークを形成し、地域の産業集積の高度化や産業構造の転換を目指すなど、先進的な取組であると認めるには不十分である。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他の地域への、波及効果がほとんど見込まれない。

E：持続可能な地域経済産業の活性化に向けて、地域に眠る地域資源の掘り起こしや、地域の多様な主体間のネットワークを形成し、地域の産業集積の高度化や産業構造の転換を目指すなど、先進的な取組であると認められない。或いは、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他の地域への、波及効果は見込まれない。

③ 地域適応性

各地域の産業構造の強み・弱みや地域毎の特色を的確に把握し、その強みや特色を生かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であるか。また、地域全体に効果が波及するものであるか。

- A：各地域の産業構造の強み・弱みや地域毎の特色を的確に把握し、その強みや特色を生かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であると極めて十分に認められる。また、地域全体に極めて高い波及効果が見込まれる。
- B：各地域の産業構造の強み・弱みや地域毎の特色を的確に把握し、その強みや特色を生かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であると十分に認められる。また、地域全体に高い波及効果が見込まれる。
- C：各地域の産業構造の強み・弱みや地域毎の特色を的確に把握し、その強みや特色を生かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であると認められる。また、地域全体に波及効果が見込まれる。
- D：各地域の産業構造の強み・弱みや地域毎の特色を的確に把握し、その強みや特色を生かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であると認めるには不十分である。また、地域全体に波及効果がほとんど見込まれない。
- E：各地域の産業構造の強み・弱みや地域毎の特色を的確に把握し、その強みや特色を生かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であると認められない。また、地域全体に波及効果が見込まれない。

④ 実現可能性

自らリスクを取って主体的に事業化を進める地域の中小企業や中核企業（産業集積活用型では必須）、大学や公設試験場などの研究機関や産業支援機関、自治体や金融機関等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、事業化を前提とした資金調達の見込みや実施の計画・事業の取組を統括する強力なマネジメント機能を有する体制が確立しているなど、円滑な実施が見込まれるか。取組を通じて実現される地域産業の成長等の目標の達成に向けた合理性のある取り組みが示された実現可能性の高い計画であるか。

- A：自らリスクを取って主体的に事業化を進める地域の中小企業や中核企業（産業集積活用型では必須）、大学や公設試験場などの研究機関や産業支援機関、自治体や金融機関等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、事業化を

前提とした資金調達の見込みや実施の計画・事業の取組を統括する強力なマネジメント機能を有する体制が確立しているなど、円滑な実施が極めて十分に見込まれる。取組を通じて実現される地域産業の成長等の目標の達成に向けた合理性のある取り組みが示された実現可能性の高い計画であると極めて十二分に認められる。

B：自らリスクを取って主体的に事業化を進める地域の中小企業や中核企業（産業集積活用型では必須）、大学や公設試験場などの研究機関や産業支援機関、自治体や金融機関等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、事業化を前提とした資金調達の見込みや実施の計画・事業の取組を統括する強力なマネジメント機能を有する体制が確立しているなど、円滑な実施が十分に見込まれる。取組を通じて実現される地域産業の成長等の目標の達成に向けた合理性のある取り組みが示された実現可能性の高い計画であると十二分に認められる。

C：自らリスクを取って主体的に事業化を進める地域の中小企業や中核企業（産業集積活用型では必須）、大学や公設試験場などの研究機関や産業支援機関、自治体や金融機関等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、事業化を前提とした資金調達の見込みや実施の計画・事業の取組を統括する強力なマネジメント機能を有する体制が確立しているなど、円滑な実施が見込まれる。取組を通じて実現される地域産業の成長等の目標の達成に向けた合理性のある取り組みが示された実現可能性の高い計画であると認められる。

D：自らリスクを取って主体的に事業化を進める地域の中小企業や中核企業（産業集積活用型では必須）、大学や公設試験場などの研究機関や産業支援機関、自治体や金融機関等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、事業化を前提とした資金調達の見込みや実施の計画・事業の取組を統括する強力なマネジメント機能を有する体制が確立しているなど、円滑な実施がほとんど見込まれない。取組を通じて実現される地域産業の成長等の目標の達成に向けた合理性のある取り組みが示された実現可能性の高い計画であると認めるには不十分である。

E：自らリスクを取って主体的に事業化を進める地域の中小企業や中核企業（産業集積活用型では必須）、大学や公設試験場などの研究機関や産業支援機関、自治体や金融機関等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、事業化を前提とした資金調達の見込みや実施の計画・事業の取組を統括する強力なマネジメント機能を有する体制が確立しているなど、円滑な実施が見込まれない。取組を通じて実現される地域産業の成長等の目標の達成に向けた合理性のある取り組みが示された実現可能性の高い計画であると認められない。

⑤ 持続性

中長期的には政府の支援に頼らずにビジネスとして民間企業を中心に持続可能な事業活動（事業化・自立化）にしていくための道筋、戦略が示され、取組の評価・

改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるか。

- A：中長期的には政府の支援に頼らずにビジネスとして民間企業を中心に持続可能な事業活動（事業化・自立化）にしていくための道筋、戦略が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が極めて強く期待できる。
- B：中長期的には政府の支援に頼らずにビジネスとして民間企業を中心に持続可能な事業活動（事業化・自立化）にしていくための道筋、戦略が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が強く期待できる。
- C：中長期的には政府の支援に頼らずにビジネスとして民間企業を中心に持続可能な事業活動（事業化・自立化）にしていくための道筋、戦略が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できる。
- D：中長期的には政府の支援に頼らずにビジネスとして民間企業を中心に持続可能な事業活動（事業化・自立化）にしていくための道筋、戦略が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できると言うには不十分である。
- E：中長期的には政府の支援に頼らずにビジネスとして民間企業を中心に持続可能な事業活動（事業化・自立化）にしていくための道筋、戦略が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるとは言えない。

⑥ 評価指標等の設定

地域活性化モデルケース(地域産業)の取組においては、プロジェクトマネジメントが重要であり、PDCA サイクルを着実に回す必要がある。

従って、地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が設定されているか。

- A：地域の将来像（ビジョン）に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が極めて適切に設定されている。
- B：地域の将来像（ビジョン）に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が適切に設定されている。
- C：地域の将来像（ビジョン）に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が設定されている。
- D：地域の将来像（ビジョン）に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が設定されているが不適切である。
- E：地域の将来像（ビジョン）に向けた取組の進捗状況が的確に把握できるよう、

取組内容に応じた評価指標等が設定されていない。

2 定性的評価

募集要領の趣旨・目的等に照らして特筆すべきことがあれば、定性的評価を行う。

地域活性化モデルケース～地域産業の成長・雇用の維持創出～
選定評価表(評価項目と評価・採点方法)

1. 事務局

評価項目	評価・採点方法	評価・採点の視点
応募提案に求められるもの		
1) 所定の様式による提案である	○×	・所定の様式による提案であるか
2) 応募主体が募集要領に基づくものである	○×	・応募主体が、募集要領Ⅲ「応募主体」に基づくものであるか

2. 政策対応チーム及びワーキングチーム

評価項目	評価・採点方法	評価・採点の視点
選定基準(提案の視点)		
① 地方産業競争力協議会の成長戦略との整合性	A～E	地方産業競争力協議会の議論を踏まえ、地域の将来の成長ビジョンの考え方に合致し、 ①各地域における特色のある資源や資金等を十分に活用したものであるか。(地元地域資源活用型及び広域地域資源活用型) ②地域の強みを活かした競争力のある新産業・新事業を創出する地域ブロック毎の戦略産業の方向性に合致するものであるか。(産業集積活用型)
② モデル性	A～E	持続可能な地域経済産業の活性化に向けて、地域に眠る地域資源の掘り起こしや、地域の多様な主体間のネットワークを形成し、地域の産業集積の高度化や産業構造の転換を目指すなど、先進的な取組であるか。また、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた他の地域への、取組の波及効果が見込まれるか。
③ 地域適応性	A～E	各地域の産業構造の強み・弱みや地域毎の特色を的確に把握し、その強みや特色を生かし、他地域との差別化が図られ、独自のアイデアが盛り込まれた取組であるか。また、地域全体に効果が波及するものであるか。
④ 実現可能性	A～E	自らリスクを取って主体的に事業化を進める地域の中小企業や中核企業(産業集積活用型では必須)、大学や公設試験場などの研究機関や産業支援機関、自治体や金融機関等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、事業化を前提とした資金調達の見込みや実施の計画・事業の取組を統括する強力なマネージメント機能を有する体制が確立しているなど、円滑な実施が見込まれるか。取組を通じて実現される地域産業の成長等の目標の達成に向けた合理性のある取り組みが示された実現可能性の高い計画であるか。
⑤ 持続性	A～E	中長期的には政府の支援に頼らずにビジネスとして民間企業を中心に持続可能な事業活動(事業化・自立化)にしていくための道筋、戦略が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるか。
⑥ 評価指標等の設定	A～E	地域活性化モデルケース(地域産業)の取組においては、プロジェクトマネジメントが重要であり、PDCAサイクルを着実に回す必要がある。従って、地域の将来像(ビジョン)に向けた取組の進捗状況を的確に把握できるよう、取組内容に応じた評価指標等が適切に設定されているか。
①～⑤の総合的な評価	上記評価項目の総得点 A: 4点 B: 3点 C: 2点 D: 1点 E: 0点	-
定性的評価	募集要領の趣旨・目的等に照らして特筆すべきことがあるか	